

# 第5次群馬県男女共同参画基本計画 (素案)

群 馬 県

# 目 次

第1部 総論	1
第1 計画の策定にあたって	2
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の性格	2
3 計画の期間	2
4 計画策定の背景〈男女共同参画をめぐる動き〉	3
第2 計画の基本的な考え方	5
1 基本理念	5
2 計画の基本的な視点	5
3 基本方針	5
4 計画の体系	6
5 基本目標とSDGsとの対応	7
第2部 基本目標と施策の基本的方向	8
基本方針Ⅰ あらゆる分野における女性の参画拡大	
基本目標1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	9
基本目標2 働き方等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和	11
基本目標3 地域における男女共同参画の推進	14
基本方針Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現	
基本目標4 女性等に対するあらゆる暴力の根絶	16
基本目標5 生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備	19
基本目標6 生涯にわたる健康づくりへの支援	22
基本目標7 防災分野における男女共同参画の推進	24
基本方針Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と社会システムの整備	
基本目標8 固定的な性別役割分担意識の解消	26
基本目標9 安心して子育てや介護ができる社会システムの整備	28
基本目標10 あらゆる場を通じた教育・学習の充実	30
第3部 計画の推進体制	32
1 県の推進体制	33
2 市町村との連携	33
3 事業者・NPO・ボランティア団体等との連携、協働	34
4 計画の進行管理	34
第5次群馬県男女共同参画基本計画の成果目標一覧	35
第5次群馬県男女共同参画基本計画の参考指標一覧	37
第4次計画の評価	39

## 第1部 総論

# 第1 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

日本国憲法に基本的人権の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が進められてきました。また、平成11年に制定された男女共同参画社会基本法においては、男女共同参画社会の形成を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」とし、その取組を推進してきました。

本県においては、昭和55(1980)年に、女性施策の基本方針を明らかにした初めての計画として「新ぐんま婦人計画」を策定しました。その後、2次にわたる「新ぐんま女性プラン」の計画策定を経て、男女共同参画社会基本法に基づく最初の「ぐんま男女共同参画プラン」(平成13年3月策定)、「群馬県男女共同参画基本計画(第2次)」(平成18年3月策定)、「群馬県男女共同参画基本計画(第3次)」(平成23年3月策定)、「群馬県男女共同参画基本計画(第4次)」(平成28年3月策定)に至るまで、計画を策定し、男女共同参画社会の実現のための取組を総合的に推進してきました。

現在我が国は、少子高齢化の進展とともに、人口減少社会が本格的に到来しつつあり、今後、本県においても、人口構成をはじめ社会の状況に大きな変化が生じることが想定されています。こうした中、持続可能な活力ある社会を実現するためには、男女共同参画の推進は不可欠なものとなっています。

また、近年の、頻発する自然災害や感染症の流行、デジタル化の推進等、社会の新たな変化が人々の生活に様々な影響をもたらしており、誰もが暮らしやすい社会を構築することが求められています。

こうした社会環境の変化やこれまでの計画の進捗状況を踏まえ、本県の男女共同参画社会の実現に向けた取組を総合的かつ計画的に推進するため、「第5次群馬県男女共同参画基本計画」を策定します。

## 2 計画の性格

- ① 男女共同参画社会基本法及び群馬県男女共同参画推進条例に基づく基本計画
- ② 「群馬県男女共同参画基本計画(第4次)」(平成27年度策定)の後継計画
- ③ 「群馬県生活安心いきいきプラン」(生活分野の最上位計画)の個別基本計画

## 3 計画の期間

計画の期間は、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間とします。

計画期間中に社会経済情勢の変化があった場合は必要に応じて見直しを行います。

## 4 計画策定の背景〈男女共同参画をめぐる動き〉

### (1) 群馬県の動き

本県では、昭和50(1975)年の国際婦人年を契機とする国際的な動きや国の「国内行動計画」策定などを背景として昭和55(1980)年に、女性施策の基本方針を明らかにした初めての計画として「新ぐんま婦人計画」を策定しました。

その後、21世紀を展望しつつ、西暦2000年までを目標年次とする「新ぐんま女性プラン」を平成5(1993)年に策定し、女性施策の推進体制を整備しました。

2次にわたる計画の策定により、女性行政推進組織の設置、審議会等への女性の参画を促進するための目標値の設定など、男女共同参画社会の形成に向けて一定の成果を上げてきました。

平成11(1999)年6月に施行された「男女共同参画社会基本法」に基づく法定計画として、平成13(2001)年3月に、「ぐんま男女共同参画プラン」を策定し、条例の制定について検討を開始しました。

平成16(2004)年3月に制定した「群馬県男女共同参画推進条例」の趣旨や理念等を踏まえ、平成18(2006)年3月に「群馬県男女共同参画基本計画(第2次)」を策定し、県の男女共同参画関連施策に対する意見の申出制度の創設、事業所における男女共同参画推進員の設置、有識者等で構成される「群馬県男女共同参画推進委員会」の設置などの施策に取り組みました。

その後、平成23(2011)年3月に「群馬県男女共同参画基本計画(第3次)」、平成28(2016)年3月に「群馬県男女共同参画基本計画(第4次)」を策定し、広く県民に理解と協力を求め、地域社会や職場などでの男女共同参画社会の実現に向けた具体的な取組や、女性活躍を推進するための様々な取組を着実に推進してきました。

その間、平成21(2009)年4月に、男女共同参画社会づくりのための事業や活動の総合的な拠点として「ぐんま男女共同参画センター(愛称:とらいあんぐるん)」を設置し、これにより、県民との協働による男女共同参画社会の基盤づくりが一層進むこととなりました。

また、平成27(2015)年には、女性が持てる能力を發揮し、希望に応じ、あらゆる分野において活躍できる社会の実現に向けて、女性の活躍を地域ぐるみで応援するため「ぐんま女性活躍大応援団」を設置し、趣旨に賛同する企業・団体等と連携して女性の活躍を応援するメッセージの発信等を行うほか、「群馬県男女共同参画社会づくり功労者表彰」および「ぐんま輝く女性表彰」制度を設け、男女共同参画及び女性活躍の推進を図っています。

### (2) 国の動き

日本国内においては、昭和50(1975)年、総理府に婦人問題企画推進本部を設置し、昭和52(1977)年の「国内行動計画」策定や昭和60(1985)年の「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」の批准を契機に、法や制度の整備が徐々に図られてきました。

平成11(1999)年6月には、国、地方公共団体を始め国民が、男女共同参画社会への一層の取組を行っていく上での、法的な根拠となる「男女共同参画社会基本法」が公布・施行されました。

平成13年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律<sup>※1</sup>(DV防止法)」が制定され、配偶者からの暴力の防止や被害者の保護に取り組むこととなりました。

平成19(2007)年に「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定、平成22(2010)年6月には、父親の育児休業の取得を促す「改正育児・介護休業法<sup>※2</sup>」が施行されるなど、家庭や地域生活などにおいても、多様な生き方が選択・実現できる社会を目指す方向が示されました。

平成27(2015)年には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が制定され、常用労働者301人以上の民間企業に、職場の女性の活躍に関する状況把握や課題分析をした上で、「事業主行動計画」を策定することが義務づけられました。その後、この法律は令和元(2019)年6月に一部改正され、現在は、常用労働者101人以上の企業まで対象が拡大されました。

また、平成30(2018)年5月には、国や地方の議員選挙において、政党等の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指す「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が制定されました。

令和2(2020)年5月には、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」が策定され、また、同年6月には「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」が決定されるなど、あらゆる施策への男女共同参画の視点の反映や、困難に直面する女性への支援の充実等の取組を強化しています。

※1 平成26年1月3日から「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に法律名称が変更

※2 育児・介護休業法…「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」

### (3)世界の動き

国連は、昭和50(1975)年を「国際婦人年」と決めました。同年メキシコシティで開催された国際婦人年世界会議(第1回世界女性会議)では、向こう10年間の各国の取組の指針となる「世界行動計画」が採択され、世界的な規模での男女平等を実現するための取組が始まりました。

昭和54(1979)年、女性に対する差別を撤廃し、男女平等を実現するための基本的かつ包括的な条約である「女子差別撤廃条約<sup>※1</sup>」の国連総会における採択、昭和60(1985)年、第3回世界女性会議(ナイロビ)での「婦人の地位の向上のためのナイロビ将来戦略」採択などを経て、平成7(1995)年の第4回世界女性会議(北京)で「北京宣言」、及び平成12(2000)年までに各国が取るべき行動指針である「行動綱領」が採択されました。

その後ニューヨークにおいて、平成12(2000)年に国連特別総会、平成17(2005)年に第49回国連婦人の地位委員会(「北京+10」閣僚級会合)、平成22(2010)年に第54回国連婦人の地位委員会(「北京+15」閣僚会合)、平成27(2015)年に第59回国連女性の地位委員会(「北京+20」閣僚会合)が開催され、「北京宣言」と「行動綱領」の実施の確認等が協議されました。

近年は、様々な世界会議において、男女共同参画や女性の活躍、ジェンダー平等等をテーマとした宣言や指針が採択されています。平成27(2015)年には、第3回国連防災世界会議において採択した「仙台防災枠組」に、防災における女性の役割の重要性が初めて記載されました。また、同年9月、国連サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、SDGsのゴール5に、「ジェンダー平等の実現」が掲げられました。さらに、翌年、平成28(2016)年には、G7伊勢志摩サミットにおいて、「女性の能力開発のためのG7行動指針」及び「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ」に合意しました。

スイスの非営利財団「世界経済フォーラム」は、男女格差を測る指数(ジェンダー・ギャップ指数)を毎年公表しており、令和元(2019)年12月公表の結果では、日本は153カ国中121位で、特に、政治や経済の分野で、格差が大きくなっています。

### (4)持続可能な開発目標(SDGs)への対応

SDGsは、平成27(2015)年9月、国連サミットで、加盟国193カ国が全会一致で採択した持続可能な開発目標です。将来世代に持続可能な社会を残していくため、2030年までに取り組むもので、貧困、教育、ジェンダー、健康、労働など男女共同参画の推進と切り離せないテーマが網羅されています。

SDGsは「誰一人、取り残さない」をスローガンに、17のゴールで構成され、5番のゴールに「ジェンダー平等の実現」が設けられています。

本県でも、SDGsへの対応に全庁的に取り組んでおり、第5次群馬県男女共同参画基本計画においても、この理念を取り入れ、性別にかかわらず、だれもが自分らしく活躍できる社会の実現に向けて、男女共同参画施策を推進します。

### (5)新型コロナウイルス感染症がおよぼした影響

大規模災害の発生や感染症の流行は、すべての人の生活を脅かすと同時に、男女に異なる影響をもたらす、特に女性や困難な状況にある人々がより深刻な影響を受けることがあります。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、外出自粛要請や休業等が行われる中、生活不安・ストレスからDV等の増加や深刻化が懸念され、国連からも、令和2(2020)年4月、各国政府に対し、女性に対する暴力の防止と救済について取り組むよう要請が出されました。

また、平常時における固定的な性別役割分担意識を反映して、増大する家事や子育て、介護等が女性に集中しがちになることや、女性がより職を失いやすい状況になること等、男女共同参画が進んでいないことに起因する諸課題が一層顕在化しています。

したがって、平常時からあらゆる施策の中に、男女共同参画の視点を含めることが肝要であるとともに、非常時において、女性に負担が集中したり、困難が深刻化しないような配慮が求められます。

一方、感染症拡大が契機となり、テレワークの導入やオンラインの活用が拡大したことにより、在宅でのフルタイム勤務や業務の幅の広がりなど、働き方や暮らし方に新しい可能性ももたらされており、大都市圏から地方移住への関心も高まっています。

感染症の拡大が社会に与える影響や変化、性別によっての影響の違いなどを踏まえながら、男女共同参画社会の実現に向け施策を推進していきます。

## 第2 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

この計画の基本的な考え方であり、群馬県が目指す社会は次のとおりです。

「県民総活躍」の実現に向けて、男女が性別にかかわらず、一人ひとりの考え方や生き方が尊重される社会、あらゆる分野への参画の機会が保障され、その個性と能力を十分に発揮できる社会を目指す

### 2 計画の基本的な視点

#### (1) SDGsの視点

- ・男女共同参画の推進は、持続可能な活力ある社会の実現にとって不可欠なものであり、男性にとっても、女性にとっても重要な課題です。
- ・困難を抱え、支援を必要とする者が、誰一人取り残されることのない社会を目指します。

#### (2) 社会の新たな変化に対応する視点

- ・新型コロナウイルス感染症拡大等が社会に与える影響と変化を踏まえ施策を推進します。
- ・DX(デジタルトランスフォーメーション)を取り入れ、新たな方法で施策を推進するとともに、その進展に伴う新たな課題へも対応する。

### 3 基本方針

#### 基本方針Ⅰ あらゆる分野における女性の参画拡大

あらゆる分野に女性の参画が拡大することは、地域に多様な視点や発想がもたらされ、地域の活性化につながります。性別にかかわらず、誰もが社会の対等な構成員として、あらゆる分野に参画する機会が確保されるよう取り組みます。

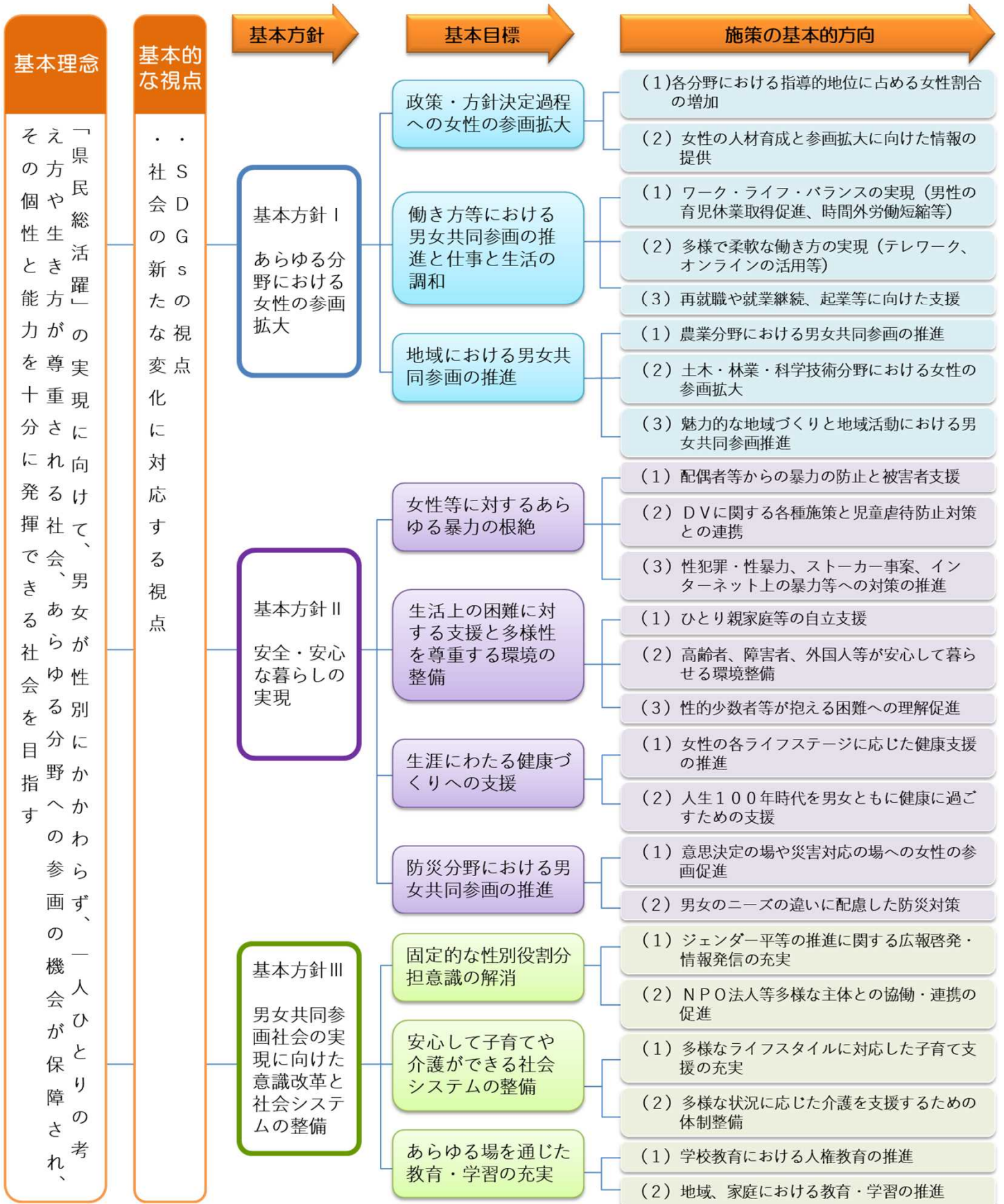
#### 基本方針Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現

全ての人には、安全・安心に暮らし、人生を豊かに生きる権利があります。暴力の根絶、生活上の様々な困難に対する支援、多様性を尊重する環境の整備等、男女共同参画社会を形成する上での諸課題の解決に取り組みます。

#### 基本方針Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と社会システムの整備

男女共同参画社会の実現にとって、固定的な性別役割分担意識の解消は、男性にとっても、女性にとっても重要な課題です。「意識改革」とあわせ、「社会システムの整備」「男女共同参画に関する教育・学習の充実」等に取り組みます。

## 4 計画の体系





## 5 基本目標とSDGsとの対応

基本方針	基本目標	SDGs
Ⅰ あらゆる分野における女性の参画拡大	1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	 8 働きがいも経済成長も  10 人や国の不平等をなくそう
	2 働き方等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和	 4 質の高い教育をみんなに  8 働きがいも経済成長も  9 産業と技術革新の基盤をつくろう
	3 地域における男女共同参画の推進	 11 住み続けられるまちづくりを  17 パートナシップで目標を達成しよう
Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現	4 女性等に対するあらゆる暴力の根絶	 3 すべての人に健康と福祉を  10 人や国の不平等をなくそう  16 平和と公正をすべての人に
	5 生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備	 5 ジェンダー平等を実現しよう  3 すべての人に健康と福祉を  10 人や国の不平等をなくそう  16 平和と公正をすべての人に
	6 生涯にわたる健康づくりへの支援	 1 貧困をなくそう  3 すべての人に健康と福祉を  8 働きがいも経済成長も
	7 防災分野における男女共同参画の推進	 16 平和と公正をすべての人に  17 パートナシップで目標を達成しよう
Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と社会システムの整備	8 固定的な性別役割分担意識の解消	 10 人や国の不平等をなくそう  17 パートナシップで目標を達成しよう
	9 安心して子育てや介護ができる社会システムの整備	 3 すべての人に健康と福祉を  11 住み続けられるまちづくりを
	10 あらゆる場を通じた教育・学習の充実	 4 質の高い教育をみんなに  10 人や国の不平等をなくそう

## 第2部 基本目標と施策の基本的方向

# 基本方針Ⅰ あらゆる分野における女性の参画拡大

## 基本目標1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

### ◆ 現状と課題

男女共同参画社会においては、男女が社会における対等な構成員として、自らの意思によって、あらゆる分野の活動に参画する機会が確保されることが重要です。

あらゆる分野における政策・方針決定過程に男女がともに参画することは、豊かで活力ある持続可能な社会を生み出すとともに、誰もが暮らしやすい社会の実現につながります。

現在、様々な分野における女性の参画は拡大傾向にありますが、政治や経済等、他の分野と比較し、女性の参画が進んでいない分野について、特に重点的に取り組む必要があります。

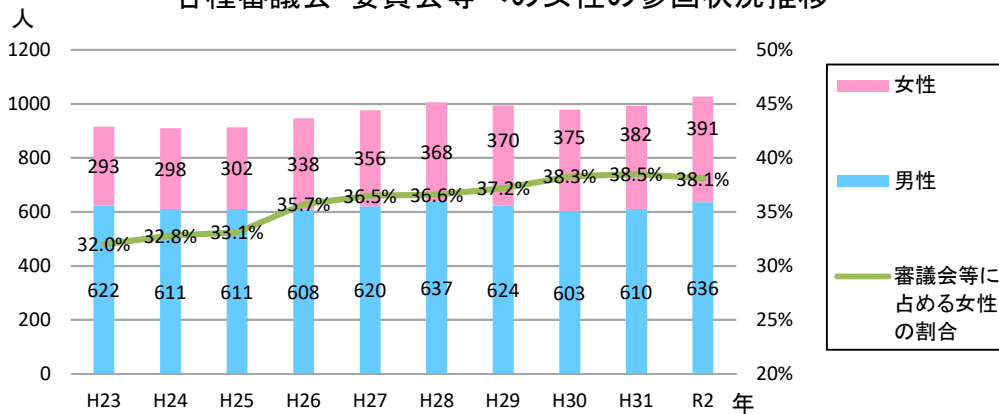
本県の審議会等委員に占める女性の割合は、これまでの登用促進の取組により38.5%（全国21位）（平成31年4月1日現在）に向上したものの、市町村審議会等委員に占める女性割合は21.6%（全国47位）（平成31年4月1日現在）という状況です。

また、県議会議員に占める女性の割合は8.0%（全国33位）、市議会議員では13.0%（全国23位）、町村議会議員では7.7%（全国38位）（令和元年12月31日現在）、また、県内の民間企業における管理的職業従事者に占める女性の割合は16.2%（全国16位）（平成29年就業構造基本調査）と、県内の女性の参画は未だ進んでいないとはいえない現状です。

令和元年度に実施した県民意識調査の結果によると、男女共同参画社会を実現するために県が力を入れるべきこととして、「県の政策決定の場への女性の積極的な登用」（26.7%）という回答も多く、今後も継続的に取り組むべき課題となっています。

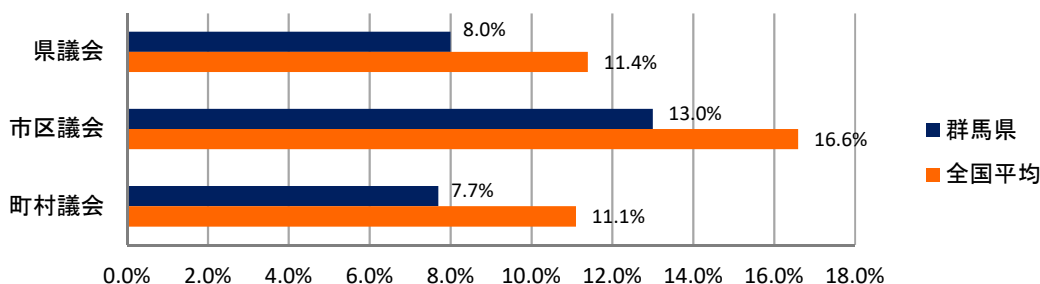
このような状況を改善するためには、県が率先して女性の参画拡大に向けた取組を進めていくとともに、市町村、事業者、団体等に対する働きかけや支援を行う必要があります。

各種審議会・委員会等への女性の参画状況推移



資料：群馬県生活こども課調べ

議会議員における女性の割合



資料：総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調」（令和元年12月31日）

## ◆ 施策の基本的方向

### (1) 各分野における指導的地位に占める女性の割合の増加

あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するため、各種審議会等に女性委員の登用を進めるとともに、市町村や関係機関、団体等に対しても啓発に努め、県全体の女性登用を促進します。また、民間企業等において管理的職業従事者の女性を増やすため、働く場における女性の活躍推進や能力を發揮しやすい環境整備等を行う企業の取組を支援します。

さらに、政治分野における男女共同参画を推進するため、情報収集、啓発活動等を実施します。

具体的施策	所管課
県各種審議会等への女性委員参画促進	(総)総務課、生活こども課
県内地方公共団体における女性の登用促進	生活こども課
市町村への情報提供による啓発	生活こども課
民間企業等における女性の登用促進	労働政策課

### (2) 女性の人材育成と参画拡大に向けた情報の提供

女性自らの参画意欲の向上を図るため意識啓発を行い、将来の女性リーダーを育成します。

また、男女共同参画の推進に顕著な功績のある人や身近なモデルとなる人を対象とする表彰制度により、女性活躍への理解を促進します。

専門分野における潜在的な女性人材の掘り起こしが今後の参画拡大につながるため、各分野で活躍する女性の人材情報を収集・整理し、政策・方針決定過程への女性登用に活用します。

具体的施策	所管課
女性人材データベースの活用促進	生活こども課
女性のキャリア形成支援事業	ぐんま男女共同参画センター
群馬県男女共同参画社会づくり功労者表彰・ぐんま輝く女性表彰	生活こども課

## ◆ 成果目標

項目	基準値		目標値	
	年度	数値(単位)	年度 ※1	数値(単位)
県の審議会等への女性の参画率	R2	38.1%	R7	40.0%
管理的職業従事者に占める女性の割合	H29	16.2%	R6	25.0%

## ◆ 参考指標

項目	現状値	
	年度	数値(単位)
県職員(教職員除く)の管理職に占める女性の割合	R1	10.2%
公立学校の教頭以上に占める女性の割合(小学校)	R2	27.4%
公立学校の教頭以上に占める女性の割合(中学校)	R2	5.5%
公立学校の教頭以上に占める女性の割合(県立学校)※2	R2	15.0%

## 基本目標2 働き方等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

### ◆ 現状と課題

働きたい人すべてが、性別に関わりなくその能力を十分に発揮し、生き生きと働くことができる環境づくりは、地域社会の活力向上のためにも極めて重要な意義をもちます。

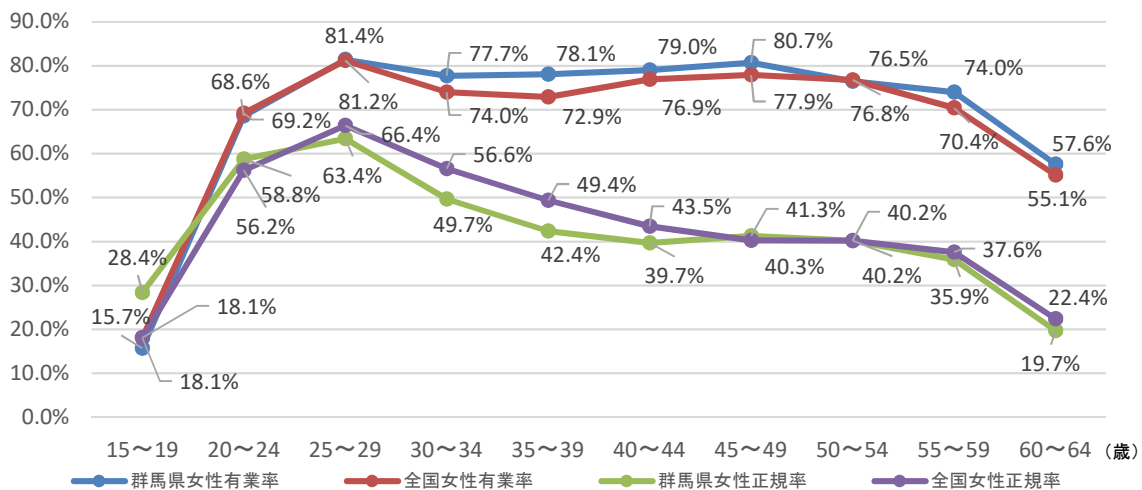
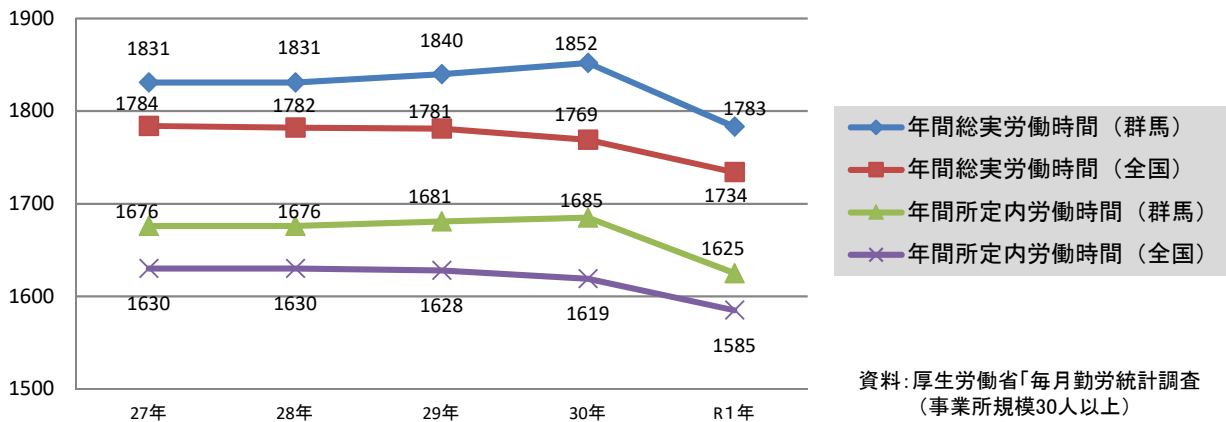
これまでも、働き方改革関連法に基づく企業の取組や、保育の受け皿整備、両立支援等により、本県においても、25～44歳の育児をしている女性の有業率は上昇し、いわゆるM字カーブの底は浅くなりつつあります。

しかし、依然として、固定的な性別役割分担意識を背景に、家事や育児等の家庭内の役割の多くを女性が担っており、ライフイベントを機に離職や非正規雇用での働き方を選択せざるを得ないという実態もあります。一方で、男性が仕事と家庭生活のバランスを図ることを希望しても、長時間労働などにより、実現できていない状況もあります。

県民意識調査では、育児休業について、「男性も積極的に取得する方がよい」という回答が、平成26年度の18.7%から、令和元年度は32.9%に増加しました。誰もがワーク・ライフ・バランスの希望を実現できる社会をつくるために、引き続き官民が一体となり、男性の育児参画や、女性の就業継続等に向けた支援を行う必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症が拡大するような非常時には、非正規での働き方が多い女性が、より職を失いやすくなる懸念があり、20代後半をピークに女性の正規雇用率が低下する、いわゆるL字カーブの解消に向け、支援を行う必要があります。一方で、感染症の拡大が契機となり、テレワークの導入やオンラインの活用が進み、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方に関する新たな可能性ももたらされています。

「フリーランス」「起業」「兼業・副業」「テレワーク（在宅勤務）」など、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を選択できる社会の実現と、仕事と生活の調和に向けて、取組を着実に推進する必要があります。



## ◆ 施策の基本的方向

### (1) ワーク・ライフ・バランスの実現(男性の育児休業取得促進、時間外労働短縮等)

性別にかかわらず、その能力を十分発揮し、ワーク・ライフ・バランスを実現できるよう、男性の育児休業の取得促進や時間外労働の短縮、子育て支援も含めた職場環境の整備を図る事業の推進に官民連携で取り組みます。

また、男性の家事・育児等の家庭生活への参画を促進すべく、男性が育児・介護を前向きにとらえ、積極的に参加する動きを広めるため、事業主等に働きかけるとともに、意識啓発を進めます。

さらに、職場における各種ハラスメントの防止について、国と連携し普及啓発に取り組みます。

具体的施策	所管課
事業所における男女共同参画推進員の設置	生活こども課
働きやすい職場環境づくり事業(研修、アドバイザー認定、企業認証など)	労働政策課
病院内保育所運営費補助事業	医務課
労働関係法令の遵守に向けた情報発信・普及啓発	労働政策課

### (2) 多様で柔軟な働き方の実現(テレワーク、オンラインの活用等)

働くことを希望するすべての人が、個々のライフステージや個別の事情に応じて、多様で柔軟な働き方が選択できるよう、各種制度の活用支援や周知に努めます。

また、企業のテレワークの導入やオンラインの活用を支援し、働きやすい職場環境の整備を図る取組を進めます。

具体的施策	所管課
多様な働き方(テレワーク等)普及・推進事業	労働政策課
育児等との両立に配慮した離職者向け訓練	労働政策課
働きやすい職場環境づくり事業(再掲)	労働政策課

### (3)再就職や就業継続、起業等に向けた支援

職業訓練や就労相談等を実施し、再就職や就業継続に向けて、子育て・介護等との両立支援やキャリアアップ、キャリアブランクに配慮した支援、ICT人材の育成等を推進します。

また、起業を後押しするため、多様なロールモデルや実例の紹介、起業を目指す人同士の情報交換等を行います。

具体的施策	所管課
女性の就業支援事業	労働政策課
女性のキャリア形成支援事業	ぐんま男女共同参画センター
女性のためのチャレンジ支援事業(女性の交流・ネットワーク構築)	ぐんま男女共同参画センター
病院内保育所運営費補助事業(再掲)	医務課
女性医師再就業支援事業	医務課
創業支援事業	経営支援課
働きやすい職場環境づくり事業(再掲)	労働政策課
多様な働き方(テレワーク等)普及・推進事業(再掲)	労働政策課
育児等との両立に配慮した離職者向け訓練(再掲)	労働政策課
離職者等再就職訓練事業	労働政策課

#### ◆ 成果目標

項目	基準値		目標値	
	年度	数値(単位)	年度 ※1	数値(単位)
夫婦が同じくらい育児を分担する家庭の割合	R1	25.4%	R7	35.0%
生産年齢人口(15～64歳)に占める女性の有業率	H29	69.8%	R6	74.8%

#### ◆ 参考指標

項目	現状値	
	年度	数値(単位)
県職員(知事部局)の男性の育児休業等の取得率	R1	17.6%
女性の正規職員・従業員の割合	H29	40.8%
セクシュアル・ハラスメントの相談件数	R1	156件
男女共同参画推進員の設置	R1	625事業所

## 基本目標3 地域における男女共同参画の推進

### ◆ 現状と課題

地域における男女共同参画の推進や、女性の参画拡大は、地域の人材の確保、定着につながり、地域社会の持続的な発展にとって不可欠なものとなっています。

近年、全国的な傾向として、若い女性の大都市圏への転入超過が増大し、地方においては、人口流出や少子高齢化に直面しています。本県においては、特に男性と比較して女性の転出超過が目立っています。

男性も、女性も、誰もが暮らしやすく魅力的な地域を形成するためには、多様な担い手が必要であり、性別により役割を固定化しないことが重要です。女性が、地域の様々な分野に参画することにより、多様な視点や発想に基づく地域の活性化が期待されます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、地方移住への関心も高まっています。こうした意識や行動の変化に対応し、地方との関わりを希望する人を積極的に受け入れるためにも、多様な主体の連携を通じた、誰もが暮らしやすい地域づくりに向けて、様々な分野での男女共同参画を進める必要があります。

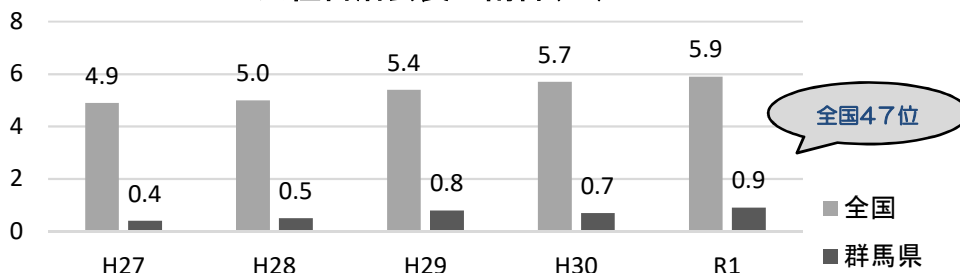
本県では、自治会長の役職について男性が多くを占めており、自治会長に占める女性の割合は0.9%（平成31年4月1日）で、全国最下位となっています。令和元年度県民意識調査の結果では、女性が地域活動のリーダーに登用されるためには、「男性の抵抗感をなくすことが必要」（43.1%）という回答が多く、地域活動の場における意識啓発が重要であることがわかりました。

農業分野においては、農業生産の重要な担い手として、女性農業者が農業・農村の活性化に貢献しています。本県の女性の認定農業者数は年々増加しており、女性農業者の組織活動や起業活動に対する支援を通して、主体的に農業経営に参画できる人材の育成が図られています。

建設分野では、女性の参画を促進するため、女性技術者と建設系女子高校生との意見交換会や女性技術者の活躍をPRする動画の配信など、産学官連携の取組を行うことで、徐々に成果が出始めています。

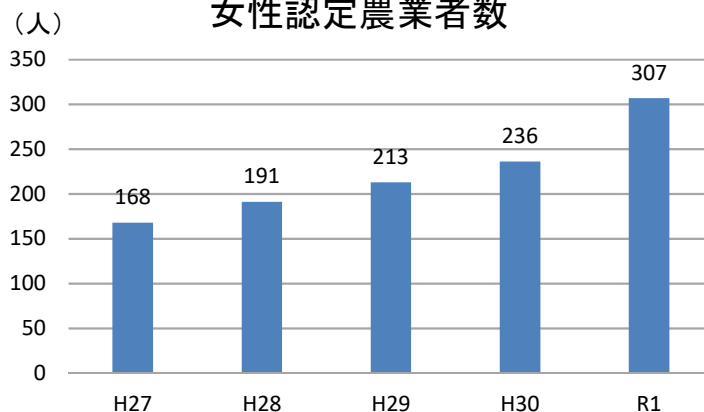
土木、林業、科学技術、ものづくり等、理工系分野における女性の参画を拡大するため、女性が働きやすい環境整備をはじめ、女性がジェンダーバイアスにとらわれず多様な選択ができる意識啓発など、きめ細かな支援が今後も必要です。

#### 女性自治会長の割合(%)



資料：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」(平成31年4月1日)

#### 女性認定農業者数



資料：群馬県農業構造政策課調べ



## ◆ 施策の基本的方向

### (1) 農業分野における男女共同参画の推進

女性農業者の経営・社会参画活動を支援し、政策・方針決定の場に参画する人材育成を図るとともに、若手女性農業者の発掘やネットワークづくりに取り組み、個性や能力を發揮できる環境づくりと農業・農村における男女共同参画を推進します。

具体的施策	所管課
女性農業者活動支援	農業構造政策課
農業農村リーダー等活動促進	農業構造政策課

### (2) 土木・林業・科学技術分野における女性の参画拡大

建設業、林業、科学技術・ものづくり分野等、これまで女性の参画が進んでいない業種や分野への就労支援や意思決定過程への女性の参画拡大等、地域における女性活躍の場の拡大に取り組みます。

また、若年層に対し性別にとらわれない進路選択支援や意識啓発にも取り組みます。

具体的施策	所管課
理工系進路選択支援事業	ぐんま男女共同参画センター
産業技術専門校への女性の入校促進	労働政策課
女性建設技術者の入職、働く環境整備事業	建設企画課
ぐんま林業担い手対策	林業振興課

### (3) 魅力的な地域づくりと地域活動における男女共同参画推進

地域の実情に応じて、多様な主体と連携し、女性の参画拡大やリーダーとなる女性の人材育成を図ります。また、地域活動のリーダーに女性の参画を拡大することについて、意識啓発も行います。

具体的施策	所管課
地域づくりネットワーク推進	地域創生課
NPO・ボランティアサロンぐんまの運営	県民活動支援・広聴課
ぐんま男女共同参画センター登録団体活動支援	ぐんま男女共同参画センター
地域団体、自治会等への意識啓発・情報発信	ぐんま男女共同参画センター

## ◆ 成果目標

項目	基準値		目標値	
	年度	数値(単位)	年度 ※1	数値(単位)
自治会長に占める女性の割合	R1	0.9%	R7	4.0%以上
女性認定農業者数(女性単独+夫婦・親子等)	R1	307人	R7	505人

## ◆ 参考指標

項目	現状値	
	年度	数値(単位)
ぐんま男女共同参画センター登録団体施設利用数	R1	159回
県内建設業女性技術者・技能者数※2	R1	194人
農村生活アドバイザー数	R1	132人

※1 他の計画等に基づく目標の場合は、その計画等における目標年度を記載しており、各計画等の改定時に目標値及び目標年度を見直す

※2 県建設業協会内の人数

# 基本方針Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現

## 基本目標4 女性等に対するあらゆる暴力の根絶

### ◆ 現状と課題

すべての人には、安全・安心に暮らし、人生を豊かに生きる権利がありますが、その基本的な人権を侵害するものとして、様々な暴力があります。

暴力は、身体を傷つけるのみならず、自己肯定感や自尊感情を失わせるなど、心への影響も大きいものであり、また、その後の人生に大きな支障を来たす場合もあります。

なかでも、配偶者等からの暴力（いわゆるDV＝ドメスティック・バイオレンス）、性暴力・性犯罪、ストーカー行為、インターネット上の暴力等は、重大な人権侵害です。

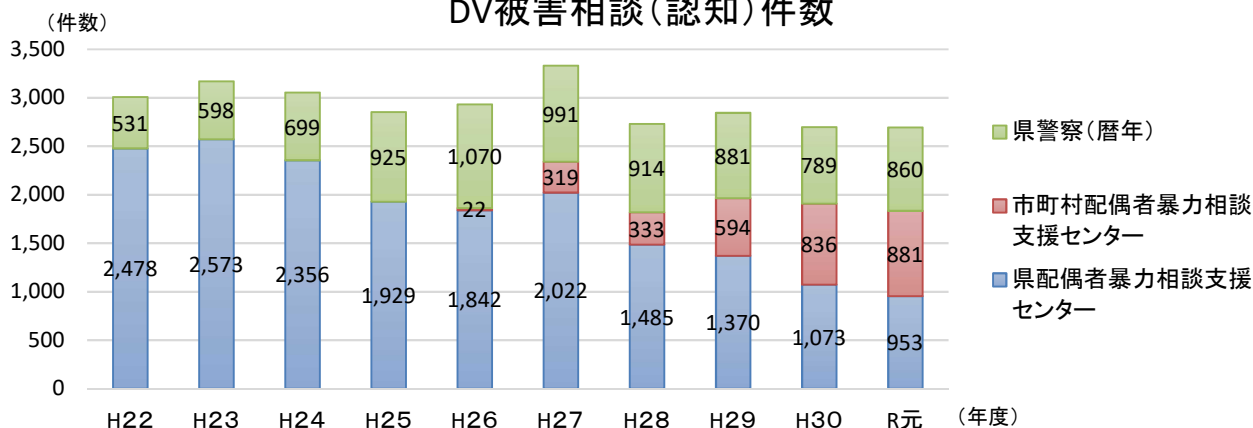
令和元年度県民意識調査によると、配偶者や恋人等のパートナーから暴力被害の経験のある人は全体で17.9%となり、5～6人に1人が被害経験があると回答しています。また、これらの暴力被害を受けた人のうち、57.1%が誰にも相談しなかったと回答しています。DV等の支援制度・相談窓口をいずれも知らないと回答した人は、前回平成26年度の調査20.5%から37.2%に増加しており、より一層周知に力を入れる必要があります。

近年、家庭内でDVと児童虐待が同時に発生していることが原因で、児童虐待が潜在化・重篤化するケースが社会問題化するなど、DVと児童虐待との関連性が強く指摘されており、連携した対策を推進する必要があります。

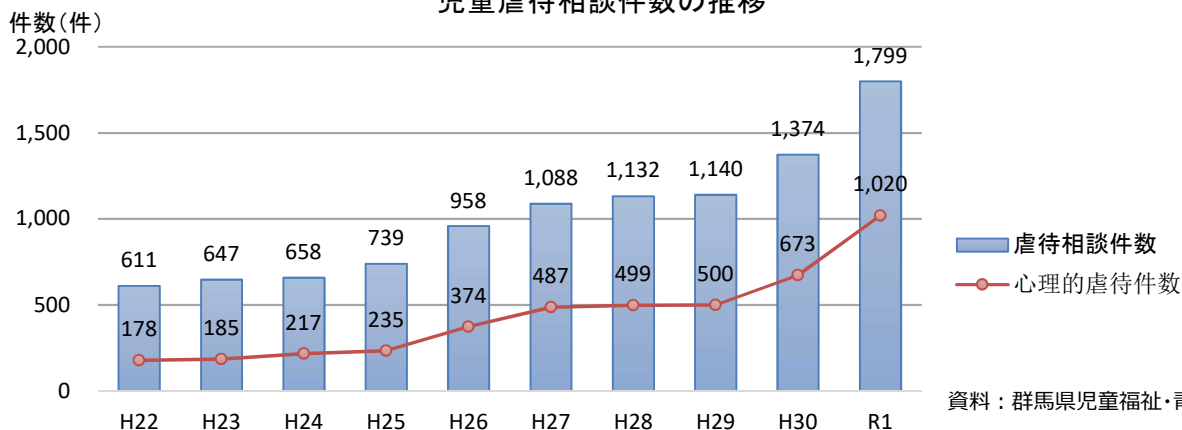
また、SNSなどの新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、暴力は複雑、多様化しており、それらにも迅速かつ的確に対応していく必要があります。

さらに、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う様々な生活不安、ストレス等によるDVの増加や深刻化が今後も懸念されるため、相談窓口のさらなる周知、市町村配偶者暴力相談支援センターの設置促進、民間支援団体との連携強化等が課題となっています。

DV被害相談(認知)件数



児童虐待相談件数の推移



資料：群馬県児童福祉・青少年課調べ

## ◆ 施策の基本的方向

### (1) 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援

暴力を許さない社会づくりのため、学校、家庭、地域社会などにおける人権意識の向上や若年層に対する予防教育・啓発、相談窓口のより一層の周知等を行う必要があります。

また、市町村や民間支援団体等と連携し、相談から自立まで、専門的な支援を切れ目なく行います。

具体的施策	所管課
暴力被害女性等に対する相談・保護・自立に向けた支援	生活こども課・女性相談所
配偶者からの暴力被害者支援体制の充実	生活こども課
デートDV防止啓発講座	生活こども課
DV相談窓口の広報・周知	生活こども課
市町村配偶者暴力相談支援センター設置促進	生活こども課・女性相談所
市町村DV基本計画策定促進	生活こども課
県営住宅優先入居	住宅政策課
配偶者等からの暴力事案に対する指導・取締り及び被害者の保護対策	警察本部人身安全対策課

### (2) DVに関する各種施策と児童虐待防止対策との連携

市町村と女性相談所、児童相談所、警察等が個別のケースについて情報共有するなど、関係機関がこれまで以上に連携して、DVと児童虐待の早期発見、未然防止等に努めます。

具体的施策	所管課
暴力被害女性等に対する相談・保護・自立に向けた支援(再掲)	生活こども課・女性相談所
配偶者からの暴力被害者支援体制の充実	生活こども課
女性に対する暴力をなくす運動	生活こども課
DV相談窓口の広報・周知(再掲)	生活こども課
児童相談所の体制整備	児童福祉・青少年課
児童虐待防止対策の推進	児童福祉・青少年課
社会的養護の推進	児童福祉・青少年課
虐待防止のための人材育成	児童福祉・青少年課
群馬県警察児童虐待ゼロ！プロジェクト	警察本部子供・女性安全対策課
子どもや女性を性犯罪等の被害から守るための対策	警察本部子供・女性安全対策課
配偶者等からの暴力事案に対する指導・取締り及び被害者の保護対策	警察本部人身安全対策課

### (3) 性犯罪・性暴力、ストーカー事案、インターネット上の暴力等への対策の推進

性犯罪・性暴力、ストーカー行為、人身取引等の被害者が躊躇せず被害を訴え、相談でき、支援を受けられるよう、被害者の心情に配慮した適切な対応や支援を推進します。

また、インターネット上の暴力を防ぐための啓発と相談窓口の整備を行います。

具体的施策	所管課
犯罪被害者等支援	生活こども課、警察本部広報広聴課
性犯罪・性暴力被害者への総合的な支援	生活こども課
県営住宅優先入居(再掲)	住宅政策課
インターネット上の誹謗中傷被害に関する支援	生活こども課
ストーカー行為に対する指導・取締り及び被害者の保護対策	警察本部人身安全対策課
子どもや女性を性犯罪等の被害から守るための対策(再掲)	警察本部子供・女性安全対策課
人身取引事犯対策	警察本部生活環境課

#### ◆ 成果目標

項目	基準値		目標値	
	年度	数値(単位)	年度 ※1	数値(単位)
配偶者暴力相談支援センター数	R1	7か所	R5	10カ所
市町村DV対策基本計画策定数	R1	17市町村	R5	24市町村
DV等の被害者支援相談窓口を「いずれも知らない」人の割合	R1	37.2%	R7	20.0%

#### ◆ 参考指標

項目	現在値	
	年度	数値(単位)
DV被害相談件数	R1	2,694件
性暴力被害者サポートセンター相談件数	R1	419件

## 基本目標5 生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

### ◆ 現状と課題

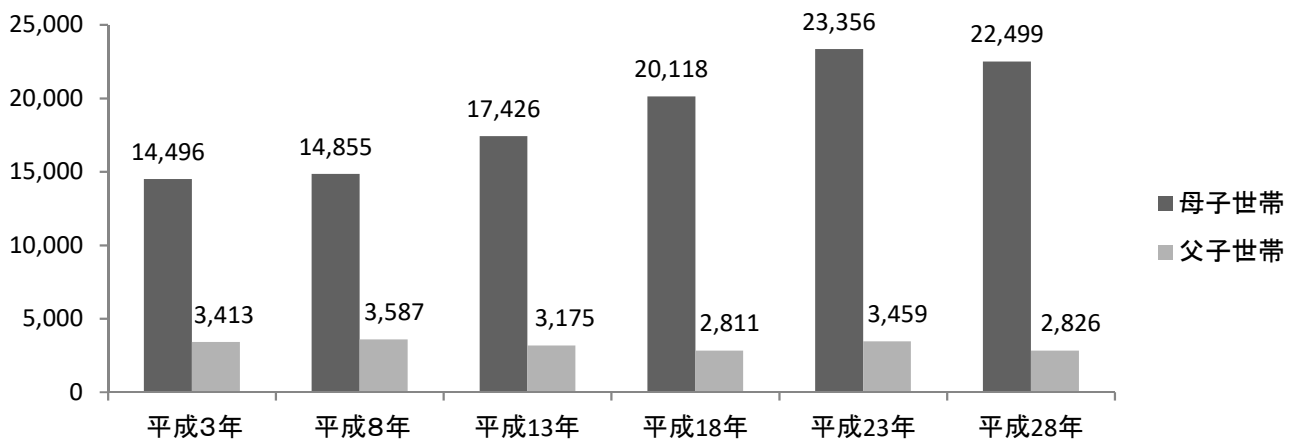
ひとり親家庭、高齢者、障害者、外国人等は、生活のなかで困難を抱えている場合があり、性別の差によって、さらに複合的に困難な状況に置かれている場合もあります。

ひとり親家庭は、それぞれの状況により、抱える困難は様々であるため、今後も一人ひとりの悩みに寄り添った支援を継続していく必要があります。特に、母子家庭の経済的自立のためには、養育費の確保が非常に重要であり、それに対する支援の充実が今後の課題となっています。

また、高齢者、障害者、外国人等が、社会的に孤立せず、安心して暮らせるコミュニティづくりの推進や環境整備、アウトリーチ（訪問支援）等が必要です。さらに、LGBTQ等の性的少数者が抱える困難について、県民への理解を図り、多様性を尊重する社会づくりを進める必要があります。

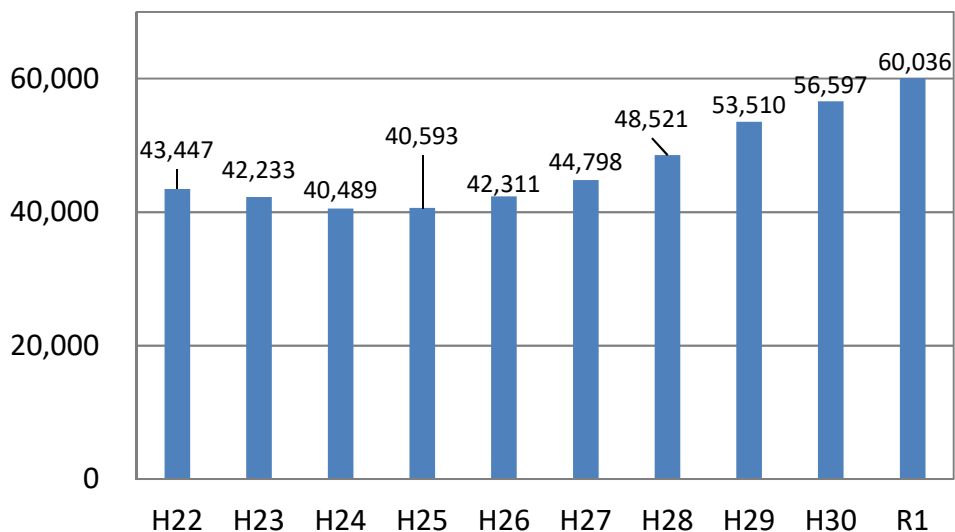
新型コロナウイルス感染症の拡大は、生活上の困難を抱える人々に、より深刻な影響をもたらしており、セーフティネットの機能強化に加え、人権の尊重と、男女共同参画の視点を踏まえた取組の推進が今後も重要です。

### ひとり親世帯数の推移



資料:「群馬県ひとり親世帯等実態調査報告」(平成28年8月)

### 県内外国人県民数



資料:群馬県ぐんま暮らし・外国人活躍推進課調べ

## ◆ 施策の基本的方向

### (1)ひとり親家庭等の自立支援

ひとり親家庭の生活の安定及び児童の健全育成を図るため、世帯や子どもの実情に応じたきめ細やかな自立支援を行うとともに、「経済的支援」、「相談事業」、「就業支援」を柱とした総合的な支援を推進します。

また、ひとり親家庭が経済的に自立して生活できる環境を整備するため、育児と就業の両立及び資格取得を支援します。

具体的施策	所管課
ひとり親家庭子育て支援事業	児童福祉・青少年課
母子家庭等自立支援給付金事業	児童福祉・青少年課
母(父)子家庭等医療費助成	国保援護課
県営住宅優先入居(再掲)	住宅政策課
県営住宅家賃減免	住宅政策課
母子家庭の母等の職業的自立促進	労働政策課

### (2)高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境整備

高齢者、障害者、外国人等が自立し、個人としての尊厳が保たれ、安心して日常生活・社会生活を送れるよう、就業や社会参画、生活自立に向けた取組を推進します。また、国籍や民族等の異なる人々が共に生きる地域社会の形成を進めます。

具体的施策	所管課
ぐんま外国人総合相談ワンストップセンター運営	ぐんま暮らし・外国人活躍推進課
高齢者の生きがいと健康づくり支援	介護高齢課
福祉のまちづくり推進	障害政策課
思いやり駐車場利用証制度	障害政策課
障害者虐待防止対策支援	障害政策課
障害者雇用対策	障害政策課、労働政策課
シニア就業支援センター	労働政策課
障害者能力開発	労働政策課
住宅確保要配慮者への居住支援	住宅政策課

### (3) 性的少数者等が抱える困難への理解促進

LGBTQ等の性的少数者への理解が深まり、多様性を尊重し共に暮らしやすい社会を実現できるよう、啓発等を進めます。

具体的施策	所管課
性的少数者に関する啓発	生活こども課
パートナーシップ宣誓制度の導入	生活こども課

#### ◆ 成果目標

項目	基準値		目標値	
	年度	数値(単位)	年度 ※1	数値(単位)
人にやさしい福祉のまちづくり条例に基づく適合証交付数	R1	111人	R8(※)	策定中
性的少数者等に関する理解を深めるためのセミナー等参加者数(市町村含む県全体)	R1	511人	R7	累計2,800人

※「バリアフリーぐんま障害者プラン8」の目標から引用

#### ◆ 参考指標

項目	現在値	
	年度	数値(単位)
ひとり親家庭子育て支援事業	R1	5,127件
ぐんま外国人総合相談ワンストップセンター相談件数	R1	732件 ※2

## 基本目標6 生涯にわたる健康づくりへの支援

### ◆ 現状と課題

男女が互いの身体的性差を十分に理解し、人権を尊重し、相手に対する思いやりを持つことは、男女共同参画社会の前提であると言えます。また、生涯にわたり健康に暮らしていくためには、一人ひとりが、心身及びその健康について、正確な知識・情報を入手し、主体的に行動することも重要です。

特に、女性の心身の状態は、思春期、妊娠・出産期、更年期、老年期といった、ライフステージごとに大きく変化するという特性があり、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）の視点が重要になります。

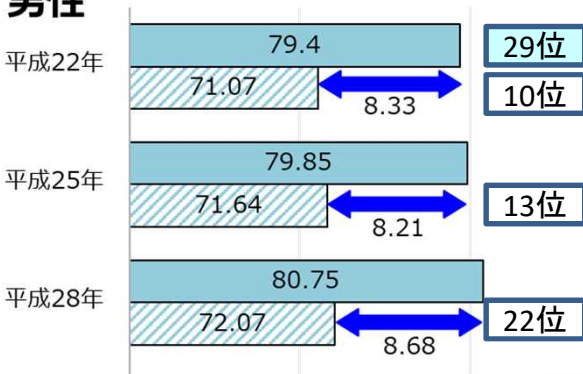
また、男性においては、健康を害する生活習慣や自殺の割合が女性に比べて多いことが指摘されており、固定的性別役割意識を背景に孤立しやすいことなどもあり、健康増進に対する包括的な支援が必要です。

学童・思春期から老年期まで、生涯にわたる健康教育を充実させると共に、県民一人ひとりが適切な生活習慣を身につけるなど、積極的に健康づくりを実践できるような社会環境づくりが重要です。男女ともに、人生100年時代を見据え、生涯にわたって健康な生活を送れるよう、今後も継続的な支援が求められています。

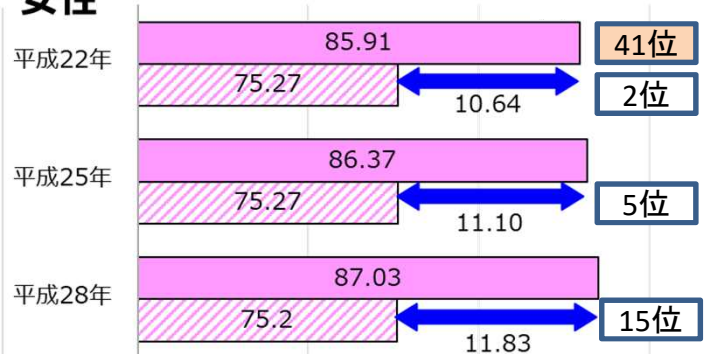
### 県民の平均寿命と健康寿命

■ 平均寿命 □ 健康寿命 ◀▶ 平均寿命と健康寿命の差

#### 男性

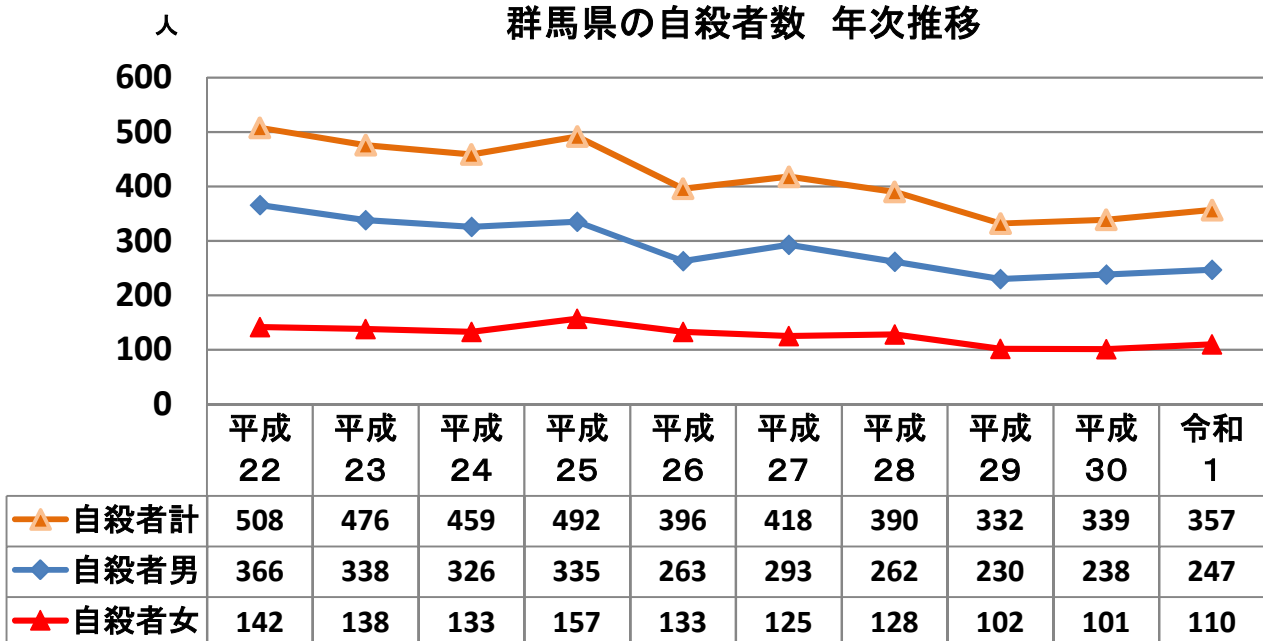


#### 女性



資料：厚生労働省「2010年都道府県別生命表」、群馬県「2013年、2016年県簡易生命表」  
厚生労働省「日常生活に制限のない期間(平均)より作成

### 群馬県の自殺者数 年次推移



資料：健康福祉統計年報「人口動態統計」



## ◆ 施策の基本的方向

### (1) 女性の各ライフステージに応じた健康支援の推進

妊娠・出産期は、女性の健康にとっての大きな節目であり、地域において安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠期から子育て期に至るまで切れ目のない支援体制を構築します。

具体的施策	所管課
女性健康支援センター事業	児童福祉・青少年課
不妊専門相談センター事業	児童福祉・青少年課
特定不妊治療費助成事業	児童福祉・青少年課
周産期医療対策	医務課
生活習慣病対策事業	保健予防課
女性特有のがん対策推進	保健予防課
がん検診受診率向上対策	保健予防課

### (2) 人生100年時代を男女ともに健康に過ごすための支援

生涯を通じた健康保持のため、学童・思春期から老年期までの健康教育の推進や、特定健康診査やがん検診の受診率向上、健康寿命延伸のための取組等、人生100年時代を男女ともに健康に過ごすための支援を行います。

具体的施策	所管課
生活習慣病対策事業(再掲)	保健予防課
女性特有のがん対策推進(再掲)	保健予防課
がん検診受診率向上対策	保健予防課
自殺対策の推進	障害政策課

## ◆ 成果目標

項目	基準値		目標値		
	年度	数値(単位)	年度 ※1	数値(単位)	
特定健康診査の実施率	H29	51.5%	R4	70.0%以上	
がん検診受診率※2	乳がん	R1	48.3%	R4	50.0%
	子宮がん	R1	44.7%	R4	50.0%
	胃がん	R1	43.7%	R4	50.0%
	肺がん	R1	57.9%	R4	50.0%
	大腸がん	R1	45.8%	R4	50.0%

## ◆ 参考指標

項目	現在値	
	年度	数値(単位)
性・命・エイズ講演会開催率(小学校)	R1	76.2%
性・命・エイズ講演会開催率(中学校)	R1	81.2%
性・命・エイズ講演会開催率(高等学校)	R1	95.0%

※1 他の計画等に基づく目標の場合は、その計画等における目標年度を記載しており、各計画等の改定時に目標値及び目標年度を見直す

※2 がん検診受診率の目標値は、国の定めた数値を採用している

## 基本目標7 防災分野における男女共同参画の推進

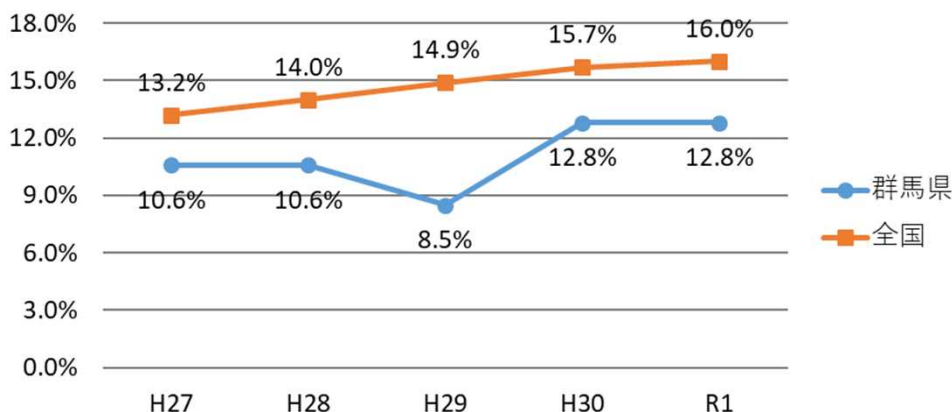
### ◆ 現状と課題

災害は、地震、風水害等の自然現象（自然要因）とそれを受け止める側の社会のあり方（社会要因）により、その被害の大きさが決まってくると考えられており、災害時の影響を少しでも減少させるためには、「社会要因」によって生じる困難を最小限にとどめることが重要です。

また、男女それぞれが災害から受ける影響の違いなどに十分に配慮し、男女共同参画の視点からの災害対応が行われることが、防災・減災や災害に強い社会の実現にとって不可欠です。特に、非常時には、平常時における固定的性別役割分担意識がより強く反映されることも懸念されます。今後も大規模な災害の発生が想定されるなかで、平常時からあらゆる施策の中に、男女共同参画の視点を含めることが肝要であり、非常時において、困難が深刻化しないような配慮が求められています。

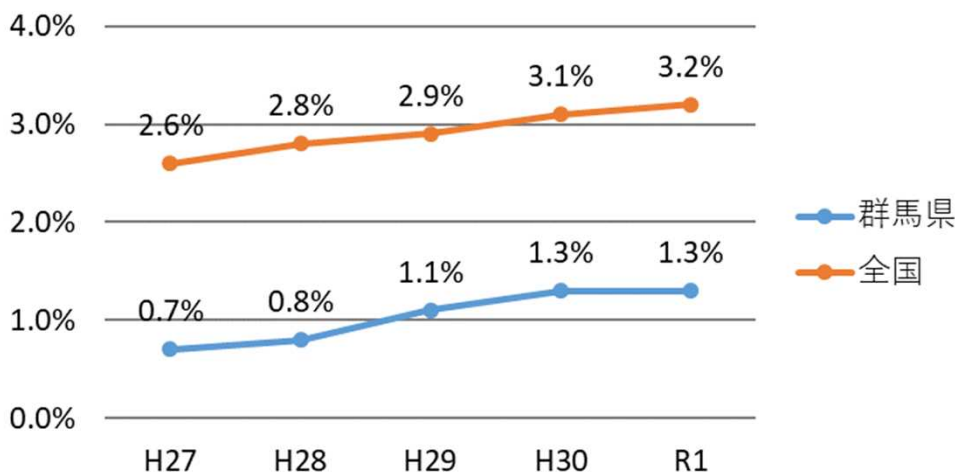
「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」(令和2年5月内閣府)等に基づき、危機管理部局と男女共同参画部局が連携し、意思決定の場や災害対応の現場への女性の参画、災害から受ける影響やニーズに男女の違いへの配慮、避難生活等における安全・安心の確保等の取組を推進する必要があります。

都道府県防災会議における女性委員の割合



資料：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」(平成31年4月1日)

消防団員における女性の割合



資料：消防庁「消防団に関する数値データ」及び群馬県消防保安課調べ

## ◆ 施策の基本的方向

### (1) 意思決定の場や災害対応の場への女性の参画促進

男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図るため、防災に関する政策・方針決定過程への女性の参画拡大を促進します。また、自主防災組織や避難所運営等において女性の参画を拡大するため、女性リーダーの育成を促進します。

具体的施策	所管課
市町村地域防災計画の見直しに対する助言・支援	危機管理課
県女性防火クラブ指導者育成研修会	消防保安課

### (2) 男女のニーズの違いに配慮した防災対策

災害の各段階において受ける影響やニーズに男女の違いがあること、地域防災力を高めるために女性の参画が必要であることや女性も防災・復興の「主体的な担い手」であることについて、平常時から理解促進を図るために県民への情報提供や啓発を行います。

また、防災に関する計画やマニュアル等に、男女共同参画の視点からの取組を位置づけ、推進を図ります。

具体的施策	所管課
市町村地域防災計画の見直しに対する助言・支援(再掲)	危機管理課
男女のニーズの違いなどに配慮した物資の備蓄	危機管理課
県女性防火クラブ指導者育成研修会(再掲)	消防保安課
災害ボランティアネットワーク	県民活動支援・広聴課
男女共同参画の視点からの防災等に関する防災研修・啓発事業	ぐんま男女共同参画センター

## ◆ 成果目標

項目	基準値		目標値	
	年度	数値(単位)	年度	数値(単位) ※1
男女共同参画の視点からの防災等に関する講座等参加者数(市町村を含む県全体)	R1	60人	R7	累計 10,000人

## ◆ 参考指標

項目	現在値	
	年度	数値(単位)
県内の女性消防団員数	R1	151人
県内の女性消防吏員数	R1	77人
女性のいない市町村防災会議の割合	R1	22.9%

基本目標8 固定的な性別役割分担意識の解消

◆ 現状と課題

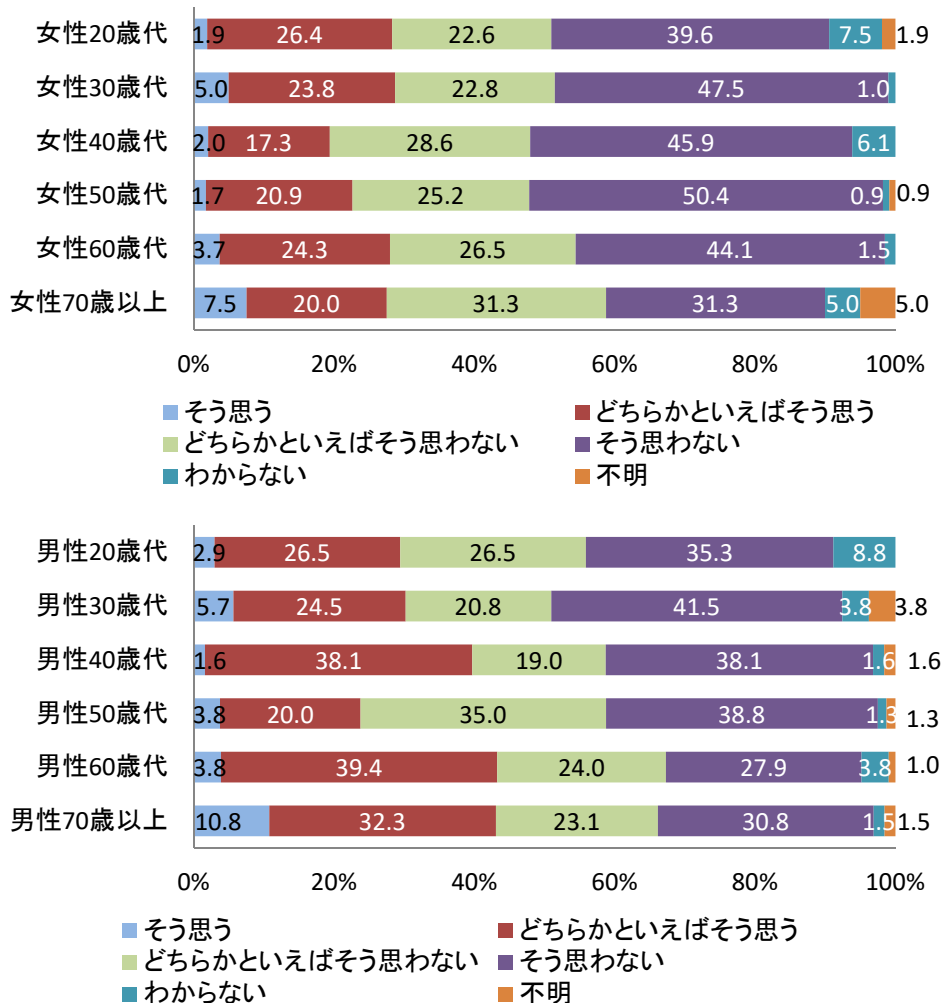
社会制度や慣行は、それぞれの目的や経緯を持って作られてきたものではありませんが、男女共同参画の視点から見ると、固定的性別役割分担意識や性差に関する偏見等を反映して、結果的に男女に中立に機能していない場合があります。男女共同参画社会基本法では、社会制度や慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならないとあります。

社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、男女が自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されるためには、各人の様々な社会活動の選択に対して、中立的に働くような制度・慣行の構築が必要となります。

令和元年度県民意識調査において「男は仕事、女は家庭」という考え方を肯定する人の割合は25.0%と、平成26年度調査時の29.7%より改善したものの、いまだに固定的な性別役割分担意識が残っていることがわかります。また、社会全体としての男女の地位の平等感について「平等になっている」と答えた人の割合は、17.4%にとどまっており、男女共同参画社会の実現には、一層の努力が必要です。

「固定的な性別役割分担意識の解消」は男性にとっても、女性にとっても必要なものであり、誰もが暮らしやすい社会づくりのため、アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見、思い込み）による社会制度や慣行の見直しに、引き続き、取り組む必要があります。県が取組を推進している「SDGs（持続可能な開発目標）」の目標5に「ジェンダーの平等」があり、県民の生活の中のあらゆる場面で、男女共同参画を推進するためには、県民の様々な活動と連携して推進する必要があります。

「男は仕事、女は家庭」という考え方について



資料：「男女共同参画社会に関する県民意識調査（R1）」

## ◆ 施策の基本的方向

### (1) ジェンダー平等の推進に関する広報啓発・情報発信の充実

一人ひとりが各個人の事情に応じた多様な働き方やライフコースを選択でき、誰もがその能力を十分に発揮できる社会の実現に向け、固定的な性別役割分担意識の解消とジェンダー平等の推進に関する広報啓発や情報発信、相談対応を積極的に行います。

具体的施策	所管課
男女共同参画に関する年次報告	生活こども課
人権教育・啓発の推進	生活こども課
群馬県男女共同参画社会づくり功労者表彰・ぐんま輝く女性表彰	生活こども課
男女共同参画情報の収集及び提供	ぐんま男女共同参画センター
男女共同参画相談	ぐんま男女共同参画センター

### (2) NPO法人等多様な主体との協働・連携の促進

誰もが希望に応じて、家庭、職場、地域等のあらゆる分野に参画し、活躍することができるよう、NPO法人、企業、団体等、地域の多様な主体と協働・連携し、制度や慣行、意識の変革に向けた取組をともに行います。

具体的施策	所管課
ぐんま女性活躍大応援団	生活こども課
市町村男女共同参画基本計画の策定促進	生活こども課
地域づくりネットワーク推進(再掲)	地域創生課
NPO・ボランティアサロンぐんまの運営(再掲)	県民活動支援・広聴課
ぐんま男女共同参画センター登録団体活動支援(再掲)	ぐんま男女共同参画センター

## ◆ 成果目標

項目	基準値		目標値	
	年度	数値(単位)	年度 ※1	数値(単位)
男女の地位の平等感(社会全体)	R1	17.4%	R7	35.0%
「男は仕事、女は家庭」という考え方に賛同しない県民の割合	R1	67.1%	R7	75.0%

## ◆ 参考指標

項目	現在値	
	年度	数値(単位)
男女共同参画基本計画策定市町村数	R1	15市町村
「男女共同参画社会」の認知度	R1	47.5%

# 基本目標9 安心して子育てや介護ができる社会システムの整備

## ◆ 現状と課題

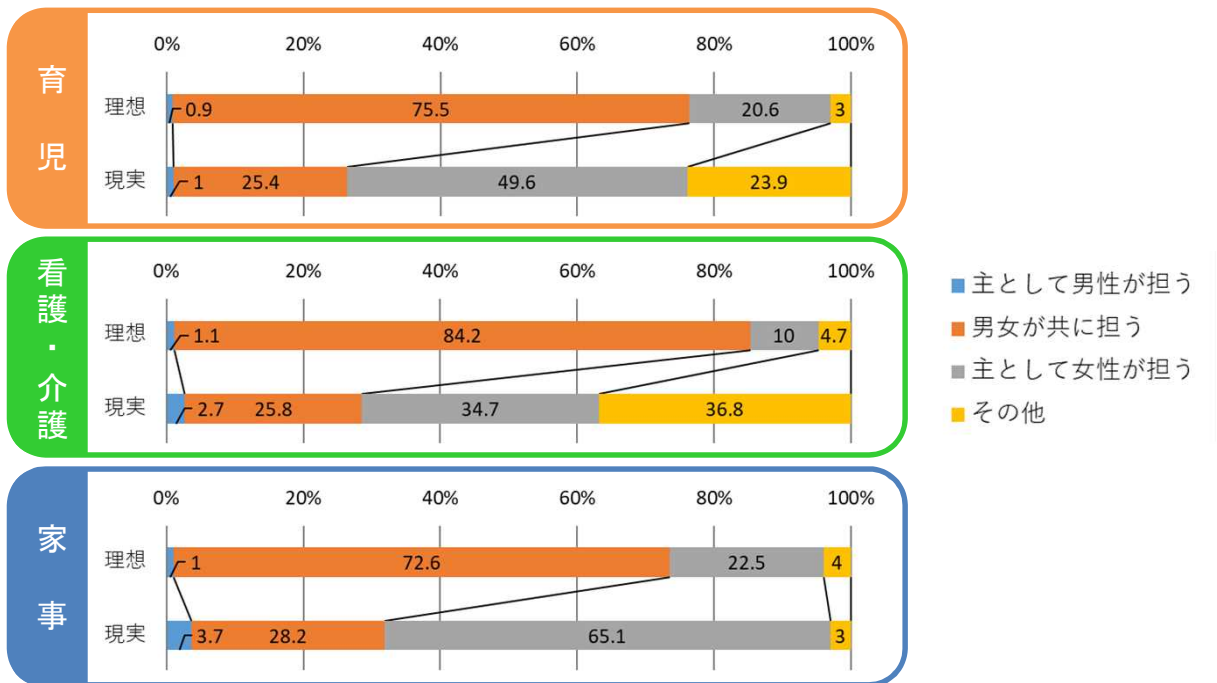
男女が仕事と家庭の責任を共に担い、子どもを健やかに育てていくためには、安全で安心な子育て環境づくりの推進と、育児支援の基盤整備が重要です。

令和元年度県民意識調査において、「男女が共に育児を担うべき」と回答した人が、女性81.7%、男性69.4%と、前回調査時よりも男女ともに上昇しており、子育てに男女が共同して取り組もうとする意識が高まっていることが認められます。しかしながら、現状においては、「男女が共に育児を担っている」と回答している人は、25.4%にとどまっています。このような状況から、男性が育児に関わることへの社会的認識が見直されることが求められるとともに、男女が共に子育てと仕事を両立できるよう、保育サービス等子育て環境の充実に図っていく必要があります。

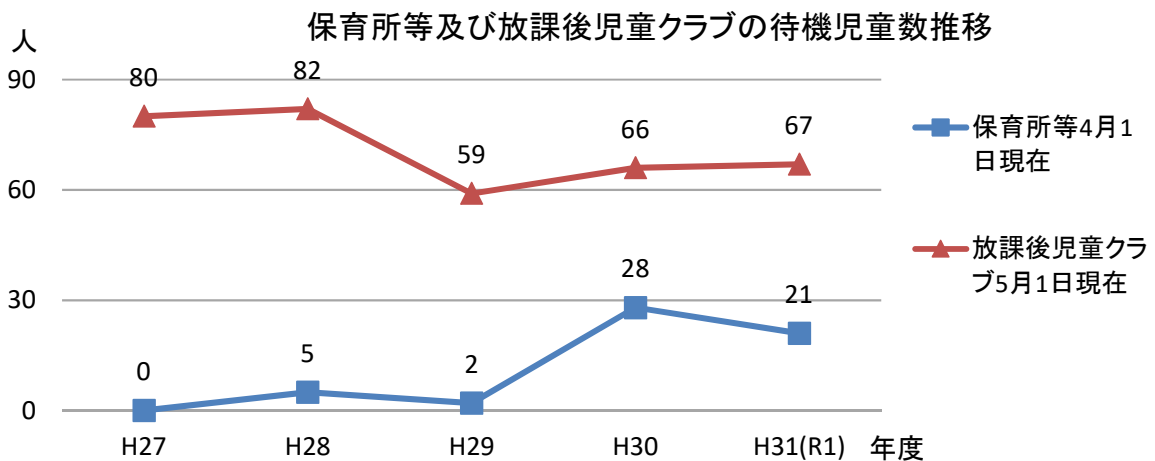
また、介護についても、性別に関わらず、仕事との両立が図れるよう、男女共同参画推進の視点から支援することが求められています。

社会における活動や個人の選択が多様化する中で、性別に基づく偏見に左右されず、男女が自らの意思で多様な選択ができるよう社会システムを整備することが求められています。

家庭内での家事等の担い方(理想と現実)



資料:「男女共同参画社会に関する県民意識調査」(R1)



資料:群馬県私学・子育て支援課調べ

## ◆ 施策の基本的方向

### (1) 多様なライフスタイルに対応した子育て支援の充実

社会全体で子育てを支援し、安心して子どもを育てられる環境を整えるため、保育所・認定こども園や放課後児童クラブの運営を支援するほか、市町村が地域の実情に応じて実施する認定こども園整備や子ども・子育て支援事業等を支援し、子育て環境の充実を図ります。

具体的施策	所管課
放課後児童健全育成事業の推進	私学・子育て支援課
保育所緊急整備事業	私学・子育て支援課
認定こども園整備事業	私学・子育て支援課
子ども医療費助成	国保援護課
学校・家庭・地域の連携協力推進事業	生涯学習課

### (2) 多様な状況に応じた介護を支援するための体制整備

医療・介護の連携の推進や、認知症施策の充実等により、地域の包括的な支援・サービスの提供体制（地域包括ケアシステム）の構築に向けた取組を着実に進め、家族の介護負担の軽減を図ります。

具体的施策	所管課
地域包括ケアシステムの深化・推進	健康福祉課
認知症施策の推進	健康福祉課
多様な福祉・介護サービス基盤の整備	介護高齢課

## ◆ 成果目標

項目	基準値		目標値	
	年度	数値(単位)	年度 ※1	数値(単位)
一時預かり事業(幼稚園型を除く)の実施か所数	H29	160か所	R5	202か所
病児保育事業の実施か所数	H29	82か所	R6	116か所
24時間体制をとっている訪問看護ステーション数	H30	161か所	R5	187か所

## ◆ 参考指標

項目	現在値	
	年度	数値(単位)
放課後児童クラブ(学童保育)待機児童数	R1	67人
ファミリー・サポート・センター延利用者数	R1	22,415人

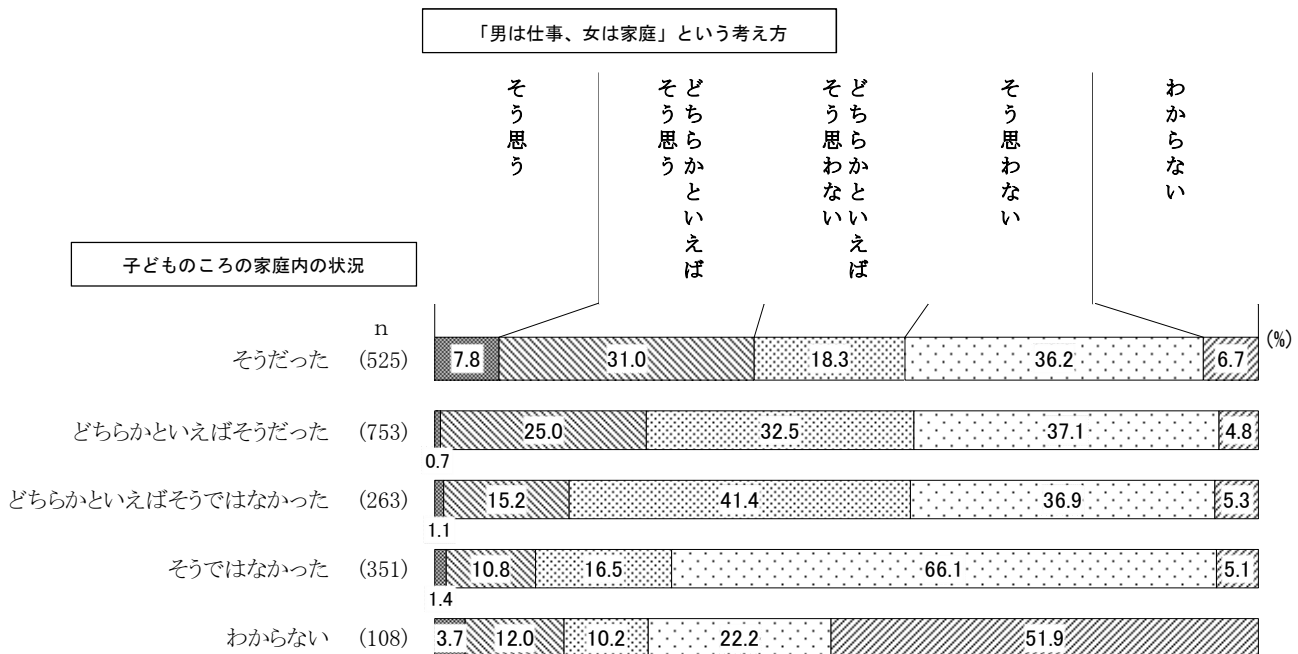
## 基本目標10 あらゆる場を通じた教育・学習の充実

### ◆ 現状と課題

男女共同参画を推進する様々な取組が以前から進められており、法制度の整備も進んできたものの、依然として社会全体が変わるまでには至っていません。その要因の一つは、働き方、暮らし方の根底に、長年にわたり形成された、性別に基づく固定的な役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）があることが挙げられます。

このような固定的な役割分担意識や偏見・固定観念等は、幼少の頃から長年にわたり形成され、男性、女性、いずれにも存在するものです。そのため、男女共同参画の推進に関する全ての取組の実効性を高める観点から、幼少期から性別に基づく固定的な役割分担を植え付けたり、押しつけない取組等、様々な世代で、男女双方の意識を変えていく取組が極めて重要になります。

そのため、家庭、地域、学校など、あらゆる場において、幼児から高齢者に至る幅広い層を対象に、男女共同参画を親しみやすく、わかりやすく伝える必要があります。学校教育の場における男女共同参画や人権教育の学習を引き続き推進するとともに、県民の幅広い層に対して、多様なメディアやコンテンツを活用した広報啓発を行い、男女共同参画の理解を促進することが課題です。



資料:「男女共同参画社会に関する県民意識調査」(R1)



## ◆ 施策の基本的方向

### (1) 学校教育における人権教育の推進

性別にかかわらず個性や能力が十分に発揮できる環境づくりや男女平等の学習を推進していく中で、人権問題・男女共同参画についての理解を深め、子どもたちが自主的に学び、考え、行動できる姿勢を育むための教育を行います。また、教育の内容充実を図るために、性的少数者への理解や「友情・信頼」についての指導方法等、教職員を対象とした研修を充実させ、人権教育や道徳教育の指導力の向上を目指します。

具体的施策	所管課
人権教育推進関係会議	義務教育課
人権教育・啓発	義務教育課
道徳教育研究協議会	義務教育課
デートDV防止啓発講座(再掲)	生活こども課

### (2) 地域、家庭における教育・学習の推進

性別に基づく固定的な役割分担の意識をなくし、地域や家庭など社会の様々な分野で男女が多様な生き方を選択し、個性と能力を發揮して活躍ができるよう、生涯学習の充実を図るとともに、男女共同参画への理解を促す学習の機会を提供します。

また、様々なメディアやコンテンツを活用し、幅広い層を対象に広報啓発を行います。

具体的施策	所管課
人権教育・啓発の推進	生活こども課
男女共同参画推進事業	ぐんま男女共同参画センター
ぐんま県民カレッジ	生涯学習課
人権教育指導者研修会	生涯学習課

## ◆ 成果目標

項目	基準値		目標値	
	年度	数値(単位)	年度 ※1	数値(単位)
ぐんま男女共同参画センターの認知度	R1	23.0%	R7	55.0%
教職員向けの人権研修に取り組んだ学校の割合	H29	小 97% 中 99% 高 68% 特 80%	R5	全て 100%

## ◆ 参考指標

項目	現在値	
	年度	数値(単位)
ぐんま男女共同参画センター主催講座参加者数	R1	798人

## 第3部 計画の推進体制

## 推進体制

男女共同参画社会を実現するため、推進体制の充実を図ります。県の推進体制を整備するほか、ぐんま男女共同参画センターを拠点として、市町村、事業者及びNPO・ボランティア団体等様々な主体との協働の枠組みを構築し、総合的かつ効果的な取組を推進していきます。

### 1 県の推進体制

#### (1) 群馬県男女共同参画推進協議会

知事を会長とし、庁議メンバーで構成される群馬県男女共同参画推進協議会で男女共同参画の推進に関する重要な施策について協議します。

#### (2) 群馬県男女共同参画推進委員会

群馬県男女共同参画推進条例の規定に基づく県の附属機関で、有識者等で構成されます。県が実施する男女共同参画推進に関する施策及び重要事項を調査審議します。

#### (3) 男女共同参画に関する意見の申出の受付

群馬県男女共同参画推進条例第10条の規定に基づき、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策及び男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、県民及び事業者の意見を受け付け、回答します。

また、意見の申出を処理するに当たって特に必要があると認められるときは、群馬県男女共同参画推進委員会の意見を聴きます。

#### (4) ぐんま男女共同参画センター

男女共同参画社会の推進に関わる県民の自主的な活動を支援する拠点施設として、男女共同参画に資する民間団体の活動支援、センター主催及び民間団体との協働による各種講座の実施、広報誌の発行や図書の貸出しなどによる情報の提供、調査事業などを行います。

#### (5) 男女共同参画推進責任者

県の全所属に男女共同参画推進責任者を設置します。男女共同参画推進責任者は各所属が男女にとって働きやすい職場になるよう環境の改善に努めるとともに、所属が企画・実施する施策を男女共同参画推進の観点から点検します。

### 2 市町村との連携

市町村担当職員を対象とした研修・会議を実施するほか、男女共同参画の推進に関する情報の提供を行うことにより、市町村による男女共同参画行政の推進を支援します。男女共同参画基本計画が策定されていない市町村に、策定を働きかけます。

### 3 事業者・NPO・ボランティア団体等との連携、協働

#### (1) 事業所における男女共同参画推進員の設置

群馬県男女共同参画推進条例第15条の規定に基づき事業者が設置する「男女共同参画推進員」に対し、研修、情報提供等を実施することにより、事業者の男女共同参画への取組を支援します。

#### (2) ぐんま女性活躍大応援団

女性活躍応援の趣旨に賛同する地域のあらゆる分野の団体や企業を登録団体とする「ぐんま女性活躍大応援団」を組織し、「女性が希望に応じ持てる能力を発揮し、あらゆる分野において活躍できる社会」の実現に向け、すべての女性の活躍を地域ぐるみで応援します。

#### (3) NPO・ボランティア団体等との協働

男女共同参画社会づくりを目的とするNPO、ボランティア団体等と協働しながら男女共同参画社会実現のための施策を推進します。

### 4 計画の進行管理

毎年度、数値目標の達成状況を把握し、男女共同参画の推進状況、施策の実施状況を公表します。

## ◇ 第5次群馬県男女共同参画基本計画の成果目標一覧

### ◆ 基本目標1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

項目	基準値		目標値	
	年度	数値(単位)	年度※1	数値(単位)
県の審議会等への女性の参画率	R2	38.1%	R7	40.0% ※2
管理的職業従事者に占める女性の割合	H29	16.2%	R6	25.0%

### ◆ 基本目標2 働き方等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

項目	基準値		目標値	
	年度	数値(単位)	年度	数値(単位)
夫婦が同じくらい育児を分担する家庭の割合	R1	25.4%	R7	35.0%
生産年齢人口(15～64歳)に占める女性の有業率	H29	69.8%	R6	74.8%

### ◆ 基本目標3 地域における男女共同参画の推進

項目	基準値		目標値	
	年度	数値(単位)	年度	数値(単位)
自治会長に占める女性の割合	R1	0.9%	R7	4.0%以上
女性認定農業者数(女性単独+夫婦・親子等)	R1	307人	R7	505人

### ◆ 基本目標4 女性等に対するあらゆる暴力の根絶

項目	基準値		目標値	
	年度	数値(単位)	年度	数値(単位)
配偶者暴力相談支援センター数	R2	7か所	R5	10か所
市町村DV対策基本計画策定数	R1	17市町村	R5	24市町村
DV等の被害者支援相談窓口を「いずれも知らない」人の割合	R1	37.2%	R7	20.0%

### ◆ 基本目標5 生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

項目	基準値		目標値	
	年度	数値(単位)	年度	数値(単位)
人にやさしい福祉のまちづくり条例に基づく適合証交付数	R1	111件	R8	策定中
性的少数者等に関する理解を深めるためのセミナー等参加者数(市町村含む県全体)	R1	511人	R7	累計2,800人

◆ 基本目標6 生涯にわたる健康づくりへの支援

項目		基準値		目標値	
		年度	数値(単位)	年度 ※1	数値(単位)
特定健康診査の実施率		H29	51.5%	R4	70.0%以上
がん検診受診率	乳がん	R1	48.3%	R4	50.0%
	子宮がん	R1	44.7%	R4	50.0%
	胃がん	R1	43.7%	R4	50.0%
	肺がん	R1	57.9%	R4	50.0%
	大腸がん	R1	45.8%	R4	50.0%

◆ 基本目標7 防災分野における男女共同参画の推進

項目		基準値		目標値	
		年度	数値(単位)	年度	数値(単位)
男女共同参画の視点からの防災等に関する講座等参加者数(市町村含む県全体) ※2		R1	60人	R7	累計 10,000人

◆ 基本目標8 固定的な性別役割分担意識の解消

項目		基準値		目標値	
		年度	数値(単位)	年度	数値(単位)
男女の地位の平等感(社会全体)		R1	17.4%	R7	35.0%
「男は仕事、女は家庭」という考え方に賛同しない県民の割合		R1	67.1%	R7	75.0%

◆ 基本目標9 安心して子育てや介護ができる社会システムの整備

項目		基準値		目標値	
		年度	数値(単位)	年度	数値(単位)
一時預かり事業(幼稚園型を除く)の実施か所数		H29	160か所	R5	202か所
病児保育事業の実施か所数		H29	82か所	R6	116か所
24時間体制をとっている訪問看護ステーション数		H30	161か所	R5	187か所

◆ 基本目標10 あらゆる場を通じた教育・学習の充実

項目		基準値		目標値	
		年度	数値(単位)	年度	数値(単位)
ぐんま男女共同参画センターの認知度		R1	23.0%	R7	55.0%
教職員向けの人権研修に取り組んだ学校の割合		H29	小 97% 中 99% 高 68% 特 80%	R5	全て 100%

※1 他の計画等に基づく目標の場合は、その計画等における目標年度を記載しており、各計画等の改定時に目標値及び目標年度を見直す

※2 ウェブ講座、メール配信、啓発パンフレットの配布等による啓発含む

## ◇ 第5次群馬県男女共同参画基本計画の参考指標一覧

### ◆ 基本目標1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

項目	現状値	
	年度	数値(単位)
県職員(教職員除く)の管理職に占める女性の割合 ※1	R1	10.2%
公立学校の教頭以上に占める女性の割合(小学校)	R2	27.4%
公立学校の教頭以上に占める女性の割合(中学校)	R2	5.5%
公立学校の教頭以上に占める女性の割合(県立学校)※2	R2	15.0%

### ◆ 基本目標2 働き方等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

項目	現状値	
	年度	数値(単位)
県職員(知事部局)の男性の育児休業等の取得率	R1	17.6%
女性の正規職員・従業員の割合	H29	40.8%
セクシュアル・ハラスメントの相談件数	R1	156件
男女共同参画推進員の設置	R1	625事業所

### ◆ 基本目標3 地域における男女共同参画推進

項目	現状値	
	年度	数値(単位)
ぐんま男女共同参画センター登録団体施設利用数	R1	159回
県内建設業女性技術者・技能者数※2	R1	194人
農村生活アドバイザー数	R1	132人

### ◆ 基本目標4 女性等に対するあらゆる暴力の根絶

項目	現在値	
	年度	数値(単位)
DV被害相談件数	R1	2,694件
性暴力被害者支援センター相談件数	R1	419件

### ◆ 基本目標5 生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

項目	現在値	
	年度	数値(単位)
ひとり親家庭子育て支援事業	R1	5,127件
ぐんま外国人総合相談ワンストップセンター相談件数	R1	732件※3

※1 内閣府男女共同参画局調査に基づく数値(県警も含む)

※2 県立高等学校、県立中等教育学校及び県立特別支援学校の計

※3 県建設業協会内の人数

※4 R1年度は、7月1日～3月31日の実績

◆ 基本目標6 生涯にわたる健康づくりへの推進

項目	現在値	
	年度	数値(単位)
性・命・エイズ講演会開催率(小学校)	R1	76.2%
性・命・エイズ講演会開催率(中学校)	R1	81.2%
性・命・エイズ講演会開催率(高等学校)	R1	95.0%

◆ 基本目標7 防災分野における男女共同参画の推進

項目	現在値	
	年度	数値(単位)
県内の女性消防団員数	R1	151人
県内の女性消防吏員数	R1	77人
女性のいない市町村防災会議の割合	R1	22.9%

◆ 基本目標8 固定的な性別役割分担意識の解消

項目	現在値	
	年度	数値(単位)
男女共同参画基本計画策定市町村数	R1	15市町村
「男女共同参画社会」の認知度	R1	47.5%

◆ 基本目標9 安心して子育てや介護ができる社会システムの整備

項目	現在値	
	年度	数値(単位)
放課後児童クラブ(学童保育)待機児童数	R1	67人
ファミリー・サポート・センター延利用者数	R1	22,415人

◆ 基本目標10 あらゆる場を通じた教育・学習の充実

項目	現在値	
	年度	数値(単位)
ぐんま男女共同参画センター主催講座参加者数	R1	798人



## 第4次計画の評価

群馬県男女共同参画基本計画（第4次）では、11の基本目標を設定し、それらの目標達成に向け各事業を推進してきました。また、取組の効果が検証できるよう、各基本目標ごとに令和2（2020）年度を目標年次とする「成果目標」及び施策の推進状況を確認する「参考指標」を設定しました。

第4次基本計画の令和元（2019）年度までの推進状況の検証結果を、第5次基本計画に反映させるため、令和元年度に「男女共同参画社会に関する県民意識調査」を実施するとともに、第4次計画の進捗状況等について、各事業担当課と学識経験者による評価と課題の抽出を実施しました。

以下は、第4次計画の評価をまとめたものです。なお、課題については「第2部 基本目標と施策の基本的方向」に記載しました。

### 基本目標1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

基本目標1に掲げた施策は、おおむね推進が図られた。

「県の審議会等への女性の参画率」は、着実に実績を伸ばしてきたものの、目標達成には至らず、さらなる取組が必要である。「県内の管理的職業従事者に占める女性の割合」は目標値を上回り、着実に推進されてきた。

「県職員の管理職に占める女性割合」については、「群馬県職員の女性活躍推進プラン（平成28年3月策定）」に基づき、着実に推進されてきた。「公立学校の教頭以上に占める女性割合」については、小学校、高等学校では着実に推進が図られたが、中学校での女性管理職割合は横ばいで推進が十分に図れなかった。

成果目標	基準値		H28	H29	H30	R1	目標値 (R2)
	年度	数値					
県の審議会等への女性の参画率	H26	36.5%	37.2%	※ <sup>1</sup>	38.3%	38.5%	40%以上
県内の管理的職業従事者に占める女性の割合	H24	11.8%	11.8%	16.2%	16.2%	16.2%	15.0%

参考指標		計画策定時		H28	H29	H30	R1	R2
		年度	数値					
県職員（教職員除く）の管理職に占める女性の割合 ※ <sup>2</sup>		H27	8.0%	8.1%	8.7%	9.9%	10.2%	—
公立学校の教頭以上に占める女性の割合	小学校	H27	20.3%	20.4%	21.0%	23.5%	24.5%	27.4%
	中学校	H27	5.6%	5.2%	5.8%	5.5%	5.2%	5.5%
	県立学校※ <sup>3</sup>	H27	6.7%	7.7%	10.4%	11.6%	12.7%	15.0%

※<sup>1</sup> 調査時点が、3月1日現在から4月1日現在に変更になり、H29年度中の調査時点ではないため「—」とした

※<sup>2</sup> 内閣府男女共同参画局調査に基づく数値（県警も含む）

※<sup>3</sup> 県立高等学校、県立中等教育学校及び県立高等特別支援学校の計

## 基本目標2 男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍推進

基本目標2に掲げた施策は、目標値に向け数値が改善傾向にあり、おおむね推進が図られた。

「残業が多いと感じている人の割合」は減少傾向にあり、働き方改革取組促進事業等により、県内企業への働きかけが成果を上げ、働きやすい職場環境づくりが推進されつつあることがわかる。また、県民意識調査において、「職場で男女間の差別がないと感じる割合」「家庭内において夫婦が同じくらい育児を分担する割合」がともに増加したが、目標値には未だ至らず、さらなる努力が必要な分野である。

成果目標	基準値		H28	H29	H30	R1	目標値 (R2)
	年度	数値					
残業が多いと感じている人の割合	H25	16.8%	16.8%	16.8%	12.0%	12.0%	10.0%
職場で男女間の差別がないと感じる人の割合	H26	16.6%	16.6%	16.6%	16.6%	23.5%	50%以上
女性の有業率	生産年齢人口(15～64歳)	H24	66.3%	66.3%	69.8%	69.8%	73.0%
	25～44歳の育児をしている女性	H24	61.9%	61.9%	71.0%	71.0%	73.0%
女性の正規職員・従業員の割合	H24	42.0%	42.0%	40.8%	40.8%	40.8%	50.0%
男性従業員の育児休業取得実績があった事業所割合	H26	5.1%	—	—	—	調査実施 できず	10.0%
夫婦が同じくらい育児を分担する家庭の割合	H26	23.5%	23.5%	23.5%	23.5%	25.4%	44.5%
「ワーク・ライフ・バランス」の認知度	H26	19.8%	19.8%	19.8%	19.8%	31.3%	50.0%以上

参考指標	計画策定時		H28	H29	H30	R1
	年度	数値				
県職員の男性の育児休業等の取得率	H26	3.13%	12.9%	9.4%	17.7%	17.6%
男女共同参画推進員の設置	H26	420 事業所	454 事業所	499 事業所	581 事業所	625 事業所
セクシュアル・ハラスメントの相談件数	H26	205件	※1 116件	123件	139件	156件
マタニティ・ハラスメントの相談件数※3	H26	72件	※2 113件	135件	110件	78件
群馬県いきいきGカンパニー認証制度認証事業所数	H27	1,686 事業所	1,674 事業所	877 事業所	979 事業所	1,000 事業所

※1、※2 H28年4月の都道府県労働局の組織変更に伴い、相談件数の計上方法が変更されたことから、H27年度以前とは単純比較できない。

※3 男女雇用機会均等法に基づく相談件数

### 基本目標3 ものづくり分野等への職域拡大、チャレンジ支援

基本目標3に掲げた施策は、おおむね推進が図られた。

女性の起業・創業への支援として、起業セミナーや創業スクールを実施し、創業希望者のすそ野を広げてきた。さらに、融資制度等の支援により、一定の推進が図られた。

ものづくり分野への職域拡大については、「理工系進路選択支援事業」で、若年層を対象に、性別にとらわれず職業を選択することの大切さについて啓発を行い、「女性建設技術者の働く環境整備事業」により、女性技術者の増加につなげるなど、各部局において取組が進められた。

成果目標		基準値		H28	H29	H30	R1	目標値 (R2)
		年度	数値					
女性の有業率	生産年齢人口(15～64歳)(再掲)	H24	66.3%	66.3%	69.8%	69.8%	69.8%	73.0%
	25～44歳の育児をしている女性(再掲)	H24	61.9%	61.9%	71.0%	71.0%	71.0%	73.0%

参考指標		計画策定時		H28	H29	H30	R1
		年度	数値				
女性起業セミナー受講者数		H26	33人	28人	※1	—	—
創業者・再チャレンジ資金融資数(女性枠)		H27	18件	13件	17件	13件	13件

### 基本目標4 地域、農山村における男女共同参画の推進

基本目標4に掲げた施策は、各項目の数値が目標に向かって改善したが、「地域における男女共同参画推進」の指標の一つである、本県の「自治会長に占める女性割合」は、全国最下位(令和元年度内閣府調査)が続いており、引き続き取組を進める必要がある。

農業分野においては、「家族経営協定締結数」や「女性認定農業者数」について、推進が図られており、女性の参画が進んできている。

成果目標		基準値		H28	H29	H30	R1	目標値 (R2)
		年度	数値					
自治会長に占める女性の割合		H26	0.3%	0.5%	0.8%	0.7%	0.9%	2.0%以上
家族経営協定締結農家数		H26	1,995戸	2,066戸	2,055戸	2,091戸	2,106戸	2,150戸
女性認定農業者数(女性単独+夫婦・親子等)		H26	160件	191件	213件	236件	307件	200件

参考指標		計画策定時		H28	H29	H30	R1
		年度	数値				
ぐんま男女共同参画センター登録団体施設利用数		H26	205回	156回	166回	153回	159回
NPO・ボランティアサロンぐんま利用者数		H26	9,272人	5,770人	5,305人	4,520人	4,224人
農村生活アドバイザー数		H26	148人	140人	134人	140	132人

※1 H29年度から女性起業セミナーを休止し、「女性創業者創出ミーティング」と「創業プラン実現支援塾」に変更となったため、受講者数は「—」とした

## 基本目標5 女性等に対するあらゆる暴力の根絶

基本目標5に掲げた施策は、推進を図ってきたが目標値には届かず、後退となった項目もあった。

県内の配偶者暴力相談支援センターの設置は、この5年間でわずかに進んだが、さらなる推進が必要である。「DV等の被害者相談窓口をいづれも知らない人の割合」は、5年前の調査時より増加しており、周知方法の工夫などが必要である。

性暴力被害者サポートセンターは、平成27年6月に開設され、円滑に運営してきている。

成果目標	基準値		H28	H29	H30	R1	目標値 (R2)
	年度	数値					
配偶者暴力相談支援センター数	H27	4か所	4か所	6か所	6か所	6か所	9か所
DV等の被害者相談窓口を「いづれも知らない」人の割合	H26	20.5%	20.5%	20.5%	20.5%	37.2%	0.0%

参考指標	計画策定時		H28	H29	H30	R1
	年度	数値				
DV計画策定市町村数	H26	12市町村	13市町村	13市町村	15市町村	17市町村
DV被害相談件数	H26	2,933件	2,633件	2,845件	2,698件	2,694件
性暴力被害者サポートセンター相談件数	H27	451件	458件	503件	339件	419件

## 基本目標6 生涯を通じた健康づくりの推進

基本目標6に掲げた施策は、おおむね推進された。

特定健康診査の受診率及び女性特有のがん健診の受診率は改善されているが、目標値には届かなかった。

妊娠・出産期の女性に対する健康支援として、不妊・不育症の専門相談窓口を設けて対応したほか、地域において妊娠から子育てまで切れ目のない支援を行った。また、若年層に向けた啓発として小・中・高校で行う「性・命・エイズ講演会」の開催率は高水準を維持し、推進が図られた。

成果目標	基準値		H28	H29	H30	R1	目標値 (R2)
	年度	数値					
特定健康診査の実施率 ※1	H22	44.0%	48.3%	49.0%	50.6%	51.5%	70%以上
がん検診受診率 ※2	乳がん	H25	42.8%	43.3%	43.3%	43.3%	50.0%
	子宮がん	H25	41.5%	43.1%	43.1%	43.1%	50.0%

参考指標	計画策定時		H28	H29	H30	R1	
	年度	数値					
保健福祉事務所におけるHIV抗体検査件数	H26	1,524件	1,257件	817件	978件	846件	
不妊専門相談センター相談件数	H26	124件	118件	137件	149件	151件	
性・命・エイズ講演会開催率	小学校	H26	73.8%	81.0%	84.4%	82.5%	76.2%
	中学校	H26	68.1%	78.9%	83.2%	82.6%	81.2%
	高等学校	H26	98.6%	100.0%	97.1%	100%	95.0%

※1 報告の数値の実施年度はH26～29のもの

※2 H29・H30の数値はH28のもの

## 基本目標7 様々な人々が安心して暮らせる環境整備、生活困難者への対応

基本目標7に掲げた施策は、おおむね推進された。

ひとり親家庭への支援では、一人ひとりのニーズに沿った就業情報の提供や養育費相談など、きめ細やかな対応で着実な推進が図られた。また、生活困窮者自立支援法に基づく相談については、相談体制の充実によって、新規相談対応件数の増加につながった。

人にやさしい福祉のまちづくり条例に基づく対応も、着実に実績をあげるなど、安心して暮らせる環境整備や生活困難者への対応については、全般的に推進が図られた。

成果目標	基準値		H28	H29	H30	R1	目標値 (R2)
	年度	数値					
母子家庭等就業・自立支援センター事業就業相談件数(中核市除く)	H26	72件	113件	114件	109件	118件	85件
人にやさしい福祉のまちづくり条例に基づく適合証交付数	H26	90件	98件	101件	104件	111件	120件

参考指標	計画策定時		H28	H29	H30	R1
	年度	数値				
生活困窮者自立相談支援事業による新規相談受付件数	H26	55件	135件	165件	211件	208件

## 基本目標8 制度・慣行、意識の変革、支援体制の整備

基本目標8に掲げた施策は、推進を図ったが、目標には至らなかった。

県民意識調査の結果では、「男女共同参画社会の認知度」、「男女の地位の平等感」、「男は仕事、女は家庭という考え方に賛同しない県民の割合」すべての項目で改善は見られたが、目標値達成には至らなかった。

成果目標	基準値		H28	H29	H30	R1	目標値 (R2)
	年度	数値					
「男女共同参画社会」の認知度	H26	41.3%	41.3%	41.3%	41.3%	47.5%	100.0%
男女の地位の平等感(社会全体)	H26	14.1%	14.1%	14.1%	14.1%	17.4%	50.0%
「男は仕事、女は家庭」という考え方に賛同しない県民の割合	H26	65.7%	65.7%	65.7%	65.7%	67.1%	80.0%

参考指標	計画策定時		H28	H29	H30	R1
	年度	数値				
男女共同参画基本計画策定市町村数	H26	13市町村	13市町村	14市町村	15市町村	15市町村
ぐんま女性活躍大応援団の登録団体数	H27	176件	230件	260件	311件	355件

## 基本目標9 子育て環境の整備

基本目標9に掲げた施策は、おおむね推進が図られた。

「市町村の子ども・子育てに関する総合窓口」や「認定こども園」の設置数は、この5年間で増加し、子育て環境の整備について推進が図られた。「放課後児童クラブ待機児童数」や「病児保育年間延べ利用人数」については、市町村が着実に取組を進めているが、目標達成には至らなかった。

平成27年4月からスタートした「子ども・子育て支援新制度」に基づき、各市町村のニーズに応じて、子育て環境の整備は、この5年間で大きく推進された。

成果目標	基準値		H28	H29	H30	R1	目標値 (R2)
	年度	数値					
放課後児童クラブ(学童保育)待機児童数	H27	80人	82人	59人	66人	67人	0人
子ども・子育てに関する総合窓口設置数	H26	2か所	26か所	31か所	35か所	39か所	32か所
病児保育年間延べ利用人数	H27	3,989人	4,192人	4,566人	5,229人	6,203人	15,000人

参考指標	計画策定時		H28	H29	H30	R1
	年度	数値				
ぐーちょきパスポート協賛店舗登録数	H26	5,044店	5,217店	5,601店	5,774店	6,107店
ファミリー・サポート・センター利用者数	H26	23,415人	22,382人	24,656人	24,846人	22,291人
認定こども園設置数※1	H27	68園	159園	206園	229園	238園

## 基本目標10 教育・学習の充実

基本目標10に掲げた施策は、おおむね推進が図られたが、目標達成には至らなかった。

「ぐんま男女共同参画センター」は、認知度の上昇とともに、センター主催講座参加者数も着実に増加しており、本県の男女共同参画の推進拠点として、県民に学習機会を提供するという役割を、一定程度果たしてきた。また、学校教育の場における人権教育も、小、中、高校、特別支援学校で確実に推進されてきた。

科学技術や製造分野における女性活躍に向けた教育・学習の充実として、産業技術専門校の女性入校者の割合も着実に実績を上げてきたが、目標達成には至らなかった。

成果目標	基準値		H28	H29	H30	R1	目標値 (R2)
	年度	数値					
「男女共同参画社会」の認知度(再掲)	H26	41.3%	41.3%	41.3%	41.3%	47.5%	100.0%
ぐんま男女共同参画センターの認知度	H26	16.7%	16.7%	16.7%	16.7%	23.0%	40.0%
産業技術専門校の女性入校割合	H26	6.2%	7.7%	12.5%	12.2%	12.1%	20.0%

参考指標	計画策定時		H28	H29	H30	R1	
	年度	数値					
ぐんま男女共同参画センター主催講座参加者数	H26	737人	704人	430人	638人	798人	
人権教育年間指導計画の見直し、改善を実施している学校の割合	小学校	H26	88.0%	93.0%	95.8%	99.0%	99.7%
	中学校	H26	87.0%	89.0%	96.3%	98.0%	99.0%
	高校	H26	94.0%	99.0%	96.6%	100%	100%
	特別支援学校	H26	95.0%	88.0%	96.0%	100%	100%

## 基本目標11 防災分野における取組の推進

基本目標11に掲げた施策は、おおむね推進された。

女性のいない市町村防災会議の割合も、この5年間で徐々に減少し、推進が図られてきた。また、県内の女性消防団員数、女性消防吏員数ともに増加傾向にあり、防災分野における女性の参画拡大に取り組んできた成果が現れている。

成果目標	基準値		H28	H29	H30	R1	目標値 (R2)
	年度	数値					
女性のいない市町村防災会議の割合	H26	57.1%	40.0%	28.6%	31.4%	22.9%	0.0%

参考指標	計画策定時		H28	H29	H30	R1
	年度	数値				
県内の女性消防団員数	H27	83人	95人	128人	147人	151人
県内の女性消防吏員数	H27	54人	59人	68人	76人	77人

## 推進体制

県庁内の推進体制として、各所属の次長を男女共同参画推進責任者として設置しており、各責任者を通じて、男女共同参画の取組を全庁的に普及させるよう努める必要がある。また、県の男女共同参画の推進のためには、ぐんま男女共同参画センターの機能強化がより重要になっており、事業者・NPO・ボランティア団体等、様々な主体との連携をより一層図る必要がある。